

未来への新たな光を灯すまち
日之影

第6次

日之影町長期総合計画

HINOKAGE MASTER PLAN
2025▷2034

未来への新たな光を灯すまち
日之影

第6次

日之影町長期総合計画

HINOKAGE MASTER PLAN
2025▷2034

●— 策定にあたって

未来への新たな光を灯すまち 日之影 を目指して

町長インタビュー

Q 日之影町のいいところを教えてください。

A 町の一番の誇りは、やはり自然景観だと思います。山、川の風景が織りなす春夏秋冬の表情がそれぞれに美しく、「日本の原風景」が今も残っている日之影町で暮らすことは、喜びであり、守り続けるべきものだと感じます。私たちは日常にある景色に慣れてしまっていますが、この風景こそが自慢できる宝物です。さらに、日之影町のいいところは、町民の「優しさ」と「支え合う心」です。例えば、災害等の危機的な状況では、町民同士が助け合い、力を合わせる力強さがあります。この助け合いの精神は、町民性として深く根付いており、普段の生活にも表れています。自然を守り、町民同士が支え合いながら暮らしていける日之影町は、本当に素晴らしい場所です。この美しい自然や人々の温かさを次の世代にも伝えていきたいと思っています。



令和 7 年 3 月

日之影町長 佐藤 貢

Q これからの 10 年で力をいれていきたいことや想いはありますか。

A 最も重要なのは人材育成と担い手対策です。今まで以上に人口減少が進み、状況が厳しくなると考えています。この課題に対応するため、より長期的な視点で持続可能な仕組みを整備することが重要だと感じています。DXの推進や職員のスキルアップ、外部からの人材確保等、これからの 10 年で注力していくべきポイントです。これらを組み合わせることで、町を維持し発展させる基盤を作りたいと考えています。また、「おかげさまで、ひのかげ」というロゴマークがありますが、これには日之影町の未来への願いを込めています。この「おかげ」という言葉には、かつて太陽の光を意味したものと、人に対して感謝を表す「おかげさまで」の両方の意味があります。「おかげさまで、ひのかげ」を通じて、町民が優しさや思いやりの心を大切にし、日之影町が未来に誇れる町となるよう、力を尽くしていきます。

Q これからの 10 年に向けた取組のスタートにあたって、町民へメッセージ

A 私は、日之影町の今があるのは、先人たちのおかげだと考えています。田畑を開拓しながらこの地で暮らし、子どもたちを教育しながら、この地域を守り抜いてきました。その努力があったからこそ、今の便利で豊かな生活があると思っています。そして、次は今を生きる私たちの責任として、時代に応じたまちづくりを進め、次の世代につなげていかなければなりません。しかし、これは行政だけでできることではなく、町民全員でチームワークを発揮し、力を合わせて町を作っていく必要があります。「日之影はいい町だ」と感じられるよう、町民全員で力を合わせて頑張りたいと思っています。今回の計画は 10 年先を見据えており、町民全員と共に未来を築く、そのような想いでこの計画を策定しています。この計画を通じて、次の世代へつなげていくための土台を作ったのだということを町民の皆さんに伝えたいと思っています。

目次

第6次 日之影町長期総合計画

HINOKAGE MASTER PLAN

2025▷2034

序論 1

1. 策定の目的と役割 2
2. 時代の潮流 6
3. 本町について 8
4. 人口に関するまちの現状 12
5. 町民の意識と期待 13

基本構想 17

1. まちづくりの基本理念 18
2. 町の将来像 19
3. まちづくりの枠組み 20

基本計画 23

1. 計画の体系 24
2. 重点目標 26
3. 施策の大綱 34

基本目標1 人々の未来を育てるまち 39

- 基本施策1-1 子育て支援 40
- 基本施策1-2 学校教育 42
- 基本施策1-3 社会教育 44
- 基本施策1-4 スポーツ活動 46
- 基本施策1-5 文化・芸術活動 48

基本目標2 心身ともに健やかなまち 51

- 基本施策2-1 健康づくり 52
- 基本施策2-2 地域福祉 54
- 基本施策2-3 高齢者福祉 56
- 基本施策2-4 障がい者福祉 58

基本目標 3 安全・安心に暮らせるまち…61

- 基本施策 3-1 道路・交通網……………62
- 基本施策 3-2 住宅整備……………64
- 基本施策 3-3 上水道……………66
- 基本施策 3-4 消防・防災……………68
- 基本施策 3-5 交通安全・防犯……………70
- 基本施策 3-6 定住・移住……………72

基本目標 4 産業がつなぐ活気のあるまち…75

- 基本施策 4-1 農林業……………76
- 基本施策 4-2 商工業……………80
- 基本施策 4-3 観光……………82
- 基本施策 4-4 伝統産業……………84

基本目標 5 自然を守り育むまち……………87

- 基本施策 5-1 環境保全・景観整備……………88
- 基本施策 5-2 循環型社会……………90
- 基本施策 5-3 水源の里集落……………92

基本目標 6 協働の輪が広がるまち……………95

- 基本施策 6-1 参画・協働……………96
- 基本施策 6-2 地域コミュニティ……………98
- 基本施策 6-3 人権尊重・男女共同参画 ……100
- 基本施策 6-4 行政経営 ……102
- 基本施策 6-5 情報化社会 ……104

資料編 ……107

1. 数値目標・K P I・指標一覧表 ……108
2. S D G s 一覧表 ……112
3. 用語集 ……114
4. 策定経過 ……116
5. 諮問・答申 ……118
6. 設置条例・要綱 ……120
7. 委員名簿 ……124



序

論

HINOKAGE MASTER PLAN

2025 ▶ 2034

1

策定の目的と役割

(1) 策定の目的

本町は、昭和 47 年に「豊かな住みよいまちづくり」を町発展の指針として第 1 次計画を策定、昭和 60 年に第 2 次計画を策定、平成 8 年に「21 世紀にはばたく、生き生きふるさと日之影」をテーマに第 3 次計画を策定、平成 17 年に「響きあう環境と文化のまち」をテーマに第 4 次計画、平成 27 年に「住む喜びを実感し笑顔あふれる光さすまち日之影」をテーマに第 5 次計画を策定しています。この第 5 次計画では、「①健やかに暮らせる」「②まちが人を育てる」「③安全が確保される」「④活力があふれ出る」「⑤便利で住みやすい」「⑥自然とともにある」の 6 つを基本目標(施策の大綱)として、町民と行政が知恵と力を出し合い、ともに協力してまちづくりを進めてきました。

これまでの計画期間においては、人口減少及び少子高齢化の一層の進行、高度情報化社会の進展、新型コロナウイルス感染症のような世界的な感染症の拡大、地球温暖化に伴う脱炭素・循環型社会の実現に向けた取組の推進、東日本大震災や熊本地震、能登半島地震といった自然災害を契機とした安全・安心に対する意識の高揚、社会保障と税の一体改革など、社会を取り巻く情勢は大きく変化し続けています。加えて、国や地方公共団体の財政状況は、景気の低迷による税収の減少、高齢化に伴う社会保障費の増大などにより、より厳しい状況が続くものと見込まれます。また、町民と行政がお互いに自ら考え、自ら行動するまちづくり、すなわち町民が主役となり、力を合わせて本町を育てていく仕組みづくりが重要となります。

本計画は、こうした社会経済情勢、地域の状況及びこれまで築きあげてきたまちづくりの成果と今後の課題を十分に踏まえ、町民と行政がそれぞれの立場を理解・連携して新たなまち・ひとづくりができる、総合的な指針として位置づけ策定します。

(2) 本計画の役割

■ 町の最上位計画であり“本町の行財政運営の指針”

長期総合計画は、本町におけるすべての計画や施策の最上位に位置づけられる計画です。住民自治を基本としながら、目指すべき将来像を描き、将来像の実現に向けた取組の方向性を示す“本町の行財政運営の指針”としての役割があります。

■ 町民と行政がともにつくる“まちづくりのための行動指針”

長期総合計画は、町民と行政が対話を重ね、協力し合う関係を生み出しつつ、目指すべき将来像の実現に向けてまちづくりを進めていくため、目標を共有する“まちづくりのための行動指針”としての役割があります。

■ 計画的なまちづくりの達成状況を測る“進行管理の尺度”

長期総合計画は、本町が目指す将来像の実現に向けて取り組む内容を定めるとともに、その取組が計画的に実施されているかどうかを進行管理し、評価するためのものでもあります。目標（目指す姿）を明確にし、その目標の達成状況を測る“進行管理の尺度”としての役割があります。

(3) 本計画の構成と期間

本計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」で構成されています。それぞれの内容構成と期間は以下のとおりです。

■ 基本構想（10年間）

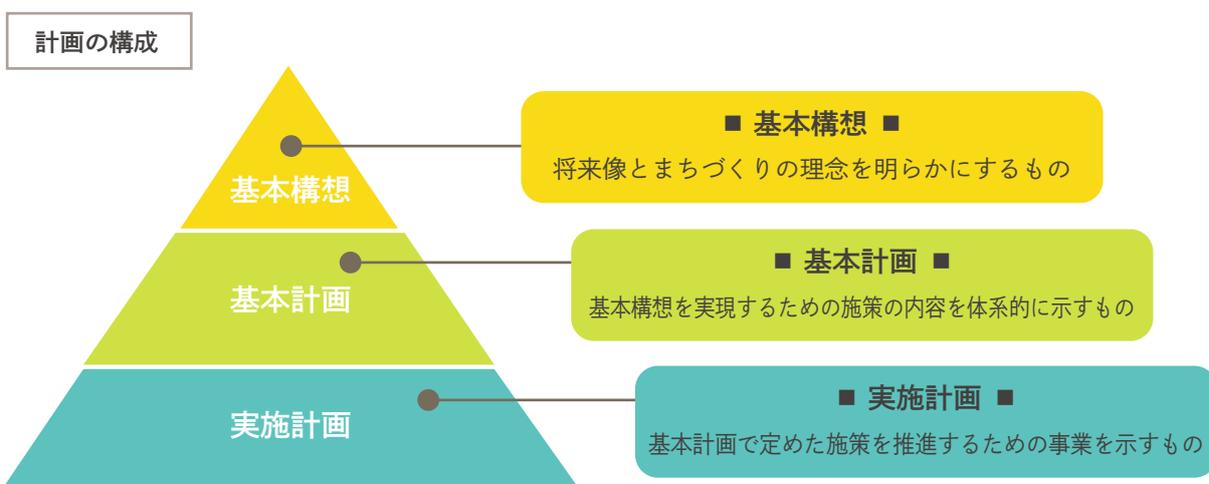
基本構想は、本町の特性、町民のニーズ、時代の潮流、本町の置かれている位置や直面する課題などを検討し、将来像や基本目標、そして、それを実現するための施策の体系などを示すものであり、令和7年度を初年度とし、令和16年度を目標年度とする10か年の長期構想です。

■ 基本計画（前期5年・後期5年）

基本計画は、基本構想の施策の体系に基づき、今後、取り組むべき主要な施策を各分野にわたって定めています。計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間を前期計画、令和12年度から令和16年度までの5年間を後期計画とします。また、計画の進捗状況や到達点を点検評価するマネジメントシステムの確立を目指します。

■ 実施計画

実施計画は、基本計画に示した主要施策に基づき、具体的に実施する事業を定めるものであり、事業の優先順位や具体的な事業内容、財源などを示すことにより、予算編成の指針となるものです。別途策定し、ローリング方式により見直しを行い、マネジメントシステムとの連携を図って、本計画の進行管理を行います。



（４）「長期総合計画」と「デジタル田園都市国家構想総合戦略」の統合

国は、「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」に向けた「デジタル田園都市国家構想」の実現を目指しています。デジタル技術の活用によって、地域の個性を活かしながら社会課題解決や魅力向上の取組を加速化・深化させ、地方の人口減少対策と地域の活性化を図るため、令和4年に第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を抜本的に改訂し、「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を新たに策定しました。

本町では、平成27年に「日之影町まち・ひと・しごと創生総合戦略及び人口ビジョン」、令和2年に「第2期日之影町まち・ひと・しごと創生総合戦略及び人口ビジョン」を策定し、人口減少対策と地域活性化を核とする本町独自の取組を進めてきました。

こうした経緯を踏まえ、次の10年間においては、本計画と「日之影町デジタル田園都市国家構想総合戦略」を一体的に策定することで本町の持続的な発展を目指します。

（５）持続可能な開発目標（SDGs）との整合

平成27年、持続可能な世界の実現に向けて、令和12年を期限とする「持続可能な開発目標（SDGs）」が国連サミットで採択されました。

「SDGs」とは、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標であり、令和12年までに達成すべき17のゴールと169のターゲットから構成されています。SDGsの達成に向けて、世界中の国だけでなく、県や市町村など地域においても自分ごととして取り組んでいく必要があります。

本計画においても、SDGsの理念を踏まえながら、取組と関連付けていくことで、持続可能なまちづくりを推進していきます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



2

時代の潮流

本計画を策定するにあたっては、時代の潮流を把握し、それに的確に対応することが重要です。以下にその全国的な流れを示します。

(1) 少子高齢化・人口減少社会の進行

●我が国の人口は、平成20年の1億2,808万人をピークに減少しており、少子化が深刻化し、年少人口(0～14歳)は、令和2年には1,503万人まで減少しています。また、高齢化も急速に進んでおり、老年人口(65歳以上)は令和2年に3,603万人と、国民の4人に1人以上が高齢者となっています。令和7年には団塊の世代が後期高齢者(75歳以上)に達し、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると老年人口は3,677万人と、国民の3人に1人が高齢者となる社会が到来すると推計されています。

●こうした少子高齢化・人口減少社会の進行により、労働力の減少や地域活力の低下、社会保障費の増加など様々な面での影響が懸念されます。今後は、少子化の進行を抑制するため、社会全体で子育てを支援する仕組みを構築するとともに、高齢者が健康に暮らし、それぞれの能力を活かして活躍できる社会を構築していく必要があります。

(2) 安全や安心に対する意識の高まり

●近年、東日本大震災や熊本地震、能登半島地震をはじめ、日本各地で地震や台風、これまでの想定を超える短時間での豪雨など大規模な自然災害による甚大な被害が発生しています。

●国では、「国土強靱化」を掲げ、継続的な取組が進められており、行政主導の防災・減災対策などのハード対策に合わせ、自主防災組織の活動などをはじめとした地域コミュニティにおける防災活動などソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に取り組むことが重要とされています。

●また、自然災害だけでなく、交通事故、消費者ト

ラブルなどの身近な暮らしの安全・安心を脅かす事案に加え、複雑かつ多様化する社会の中では、今まで想定できなかった事件や事故が起こるなど国民の生活への不安の高まりが懸念されています。令和2年には、新型コロナウイルス感染症が世界的に大流行し、人々の働き方や教育のあり方、生活様式から価値観に至るまで、社会全体に大きく影響しました。町民が安全で安心して暮らせるまちづくりに向け、地域コミュニティを核とした防災・防犯体制を高める取組の推進、町民に対する適切な情報提供などの取組を進めていくことが求められています。

(3) 地域コミュニティのあり方の変化

- 地域の中で安心して日常生活をおくる上で、自治会など、地縁に基づく地域コミュニティは重要な存在ですが、高齢化に伴う担い手の減少や人間関係の希薄化の進行などにより、自治会への加入率が低下するなど、地域コミュニティの衰退が指摘されています。
- 国では、平成 26 年に第 1 期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、平成 27 年には、すべての自治体に「地方人口ビジョン」「地方版総合戦略」の策定に努めることが義務づけられました。令和 2 年

には第 2 期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が策定され、引き続き各自治体による地方創生が求められることになりました。

- さらに、令和 4 年には「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を抜本的に改訂した「デジタル田園都市国家構想総合戦略」が策定され、地域それぞれが抱える社会課題などを踏まえ、地域の個性や魅力を活かした地域ビジョンを再構築することが求められています。

(4) 環境問題への意識の高まり

- 地球温暖化をはじめ、地球規模で環境問題が深刻化する中で、脱炭素社会の構築、自然環境の保全・再生など環境への意識・関心が高まっています。特に地球温暖化に伴う気候変動が及ぼす影響は深刻化しつつあり、これらの環境問題に対応するためには、将来にわたって持続可能な循環型社会・脱炭素社会の構築が求められています。
- また、国際的にも脱炭素化の機運が高まる中、国は令和 2 年に「2050 年カーボンニュートラル宣言」

を発表し、令和 32 年までに脱炭素社会を実現し、温室効果ガスの排出を実質ゼロにすることを目標としています。国は、温暖化への対応を「経済成長の制約やコスト」という考え方から脱し、「成長の機会」ととらえる発想の転換を求めており、脱炭素化をきっかけに産業構造を抜本的に転換し、排出削減を実現しつつ、次なる大きな成長へとつなげていく「グリーン成長戦略」を打ち出しています。

(5) 高度情報化社会の進展

- スマートフォンやタブレットの普及により、インターネットなどの ICT (情報通信技術) は、社会インフラとして日常生活や経済活動に定着しました。一方で、情報セキュリティにおけるリスクの高まり、ネット犯罪の増加、高齢者などにおける情報格差の発生などの課題も顕在化しています。生産年齢人口 (15 ~ 64 歳) の減少に伴い、全国的に労働力人口が減少する時代へと向かって行く中で、国では新たな未来社会である Society 5.0 の実現を目指しており、その取組の一つとして、高速大容量通信網の整備が進むとともに、あらゆる分野で AI、IoT などの活用が進んでいます。

- また、新型コロナウイルス感染症の流行に伴う「新たな日常」の原動力として、制度や組織のあり方などをデジタル化に合わせて変革していくため、社会全体の DX (デジタルトランスフォーメーション) が求められています。国は、「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」をデジタル社会における将来的なビジョンとして掲げ、その実現のためには、自治体が大きな役割を果たす必要があるとしており、自治体においても DX が求められています。

3

本町について

本町は、豊かな自然環境や産業、文化など、魅力的な地域資源を有しています。それぞれの魅力が町の可能性へとつながっています。

(1) 本町の位置と地勢

本町は、宮崎県の最北山間部に位置し、県都宮崎市からは車で約2時間、距離にして約120kmと離れています。東は網の瀬川をへだてて延岡市に接し、西は高千穂町、南は美郷町、諸塚村、北は大分県豊後大野市及び佐伯市に接し、東西約9km、南北約30km、総面積277.67km²をもつ自治体であり、町土の約91%が山林となっています。

河川は、県の五大河川の一つでもある五ヶ瀬川が町の中央部を東西に貫流し、その支流の日之影川が町の北部を東西に二分して流れているほか、大小の河川が周囲の深山からこの二つの川に



山を削って流れ込み、深いV字形の溪谷を形成しています。これらの河川の両岸は 50 ～ 100m の切り立った断崖となり、その上部に階段状に耕地が拓かれ、その耕地を中心に大小多数の集落が形成されています。峻険な山岳と大小の河川が生み出す景観は、豊かな大自然の美であり、見る者が目を見張るものがあります。また大分県境の一部は、祖母・傾国定公園区域にも指定されています。

気象は、年平均気温が 15.5℃と温暖で、冬期における積雪も比較的少なく、全町が急峻な地形であるため、夏場の台風や集中豪雨のシーズンには、土砂崩れなどの災害が発生しやすい状況にあります。

また、本町は、延岡市を中心とする宮崎県北定住自立圏に属しており、地域の大動脈である国道 218 号は延岡市を起点として五ヶ瀬川の左岸沿いに町を東西に横断し、高千穂町、五ヶ瀬町を経て熊本県へつながっています。

HINOKAGE TOWN



(2) 本町の特性



特性 1

独自の景観を持ち、
自然と共生するまち

九州の百名山に名を連ねる傾山などの山々と、深いV字谷を形成した渓谷が大自然の美を織り成すまちで、人々の営みや生業とともに育まれてきた農山村景観が町内全域に豊富に存在しています。年間の平均気温は 15.5℃と概して温暖であり、四季を通じて大きな変化はなく、冬期における積雪も比較的少なく、暮らしやすい、自然と共生するまちです。

さらに、日之影川周辺に点在する巨石は、ボルダリング愛好者にとって魅力的なボルダリング・エリアとして知られ、多くの人々に親しまれています。

特性 2

観光や産業に活かす
資源が豊富なまち

日之影川や日向川、追川などでのヤマメ釣りや、五ヶ瀬川でのアユ釣りなどの、全国でも有名な釣りポイントがあり、ユズやクリなどの特産品の品質が良く、こうした自然からの恵みが豊富で、観光や産業に活用できる特徴ある資源を多くもつまちです。

また、森林セラピー基地として平成 18 年に認定されて以降、「森林セラピー事業」に取り組んでおり、「癒しのふるさと～自然の恵みが人を呼ぶ里～」をキャッチフレーズに町内外から多くの人々が訪れる交流活動を行っています。

さらに、平成 27 年に高千穂郷・椎葉山地域が世界農業遺産に認定、平成 29 年に祖母・傾・大崩山系がユネスコエコパークに登録されるなど、3つのブランドが認定・登録されており、地域の豊かな自然を活かした観光資源として、訪れる人々に広域ならではの体験と美しい景観を提供しています。



おかげさまで、日之影。

特性 3

独自の文化を
もつまち

本町は、国登録有形文化財の英国館や国指定天然記念物の七折鍾乳洞、県指定無形民俗文化財の大人歌舞伎や深角団七踊り、日之影神楽といった多様な文化財を有しています。これらに加えて、名工による竹細工、製作過程において複雑で緻密な技術を要すわら細工は、それぞれが独自の技術と伝統を保持しながらも、本町の生活文化を芸術的価値にまで高めています。日之影の名を世界に広めているなど、独自の文化をもつまちです。

特性 4

住む人が心優しく、
助け合いの精神があるまち

町に住む人は、心優しく人情味があり、お互いに助け合いの精神をもっています。また、地域には自治公民館活動が根付いており、都市において近隣関係が希薄化しつつある中で、地域のつながり、連帯意識が強いまちです。

特性 5

町民と行政が
共に歩むまち

約 3,200 人の人口規模であり、町民一人ひとりの状況を把握して、顔の見える行政、町民に寄り添った行政の実現を目指すまちです。

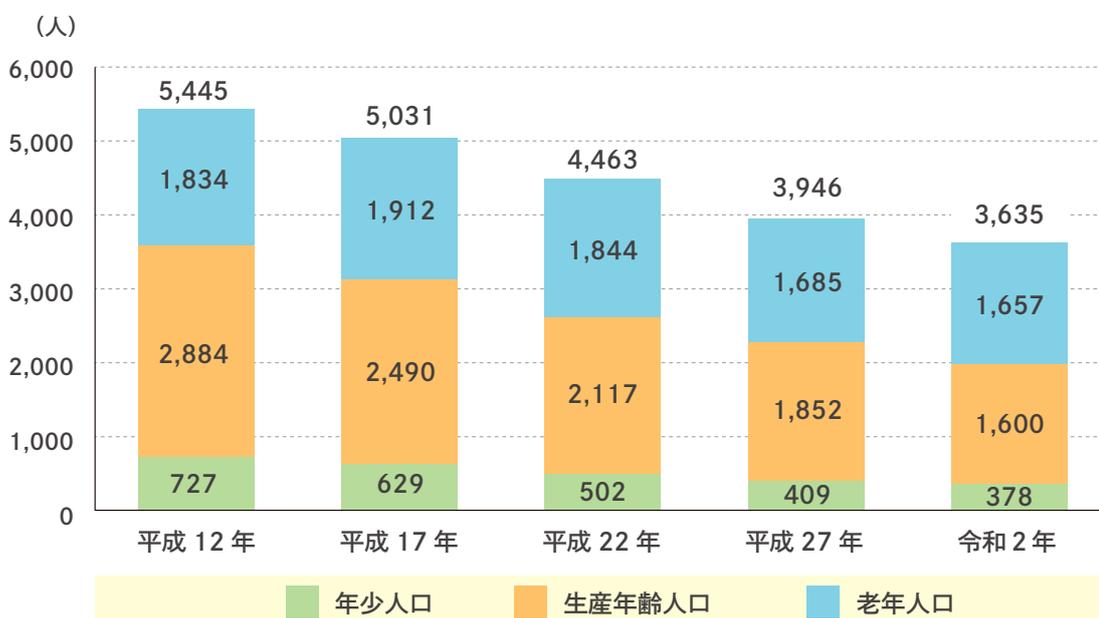
4

人口に関するまちの現状

本町の人口は、平成 12 年から令和 2 年の 20 年間で約 1,800 人減少しています。総人口に占める割合は令和 2 年では年少人口が 10.4%、老年人口が 45.6%となっており、特に老年人口の割合は平成 17 年の 38.0%から 7.6 ポイント増加しています。

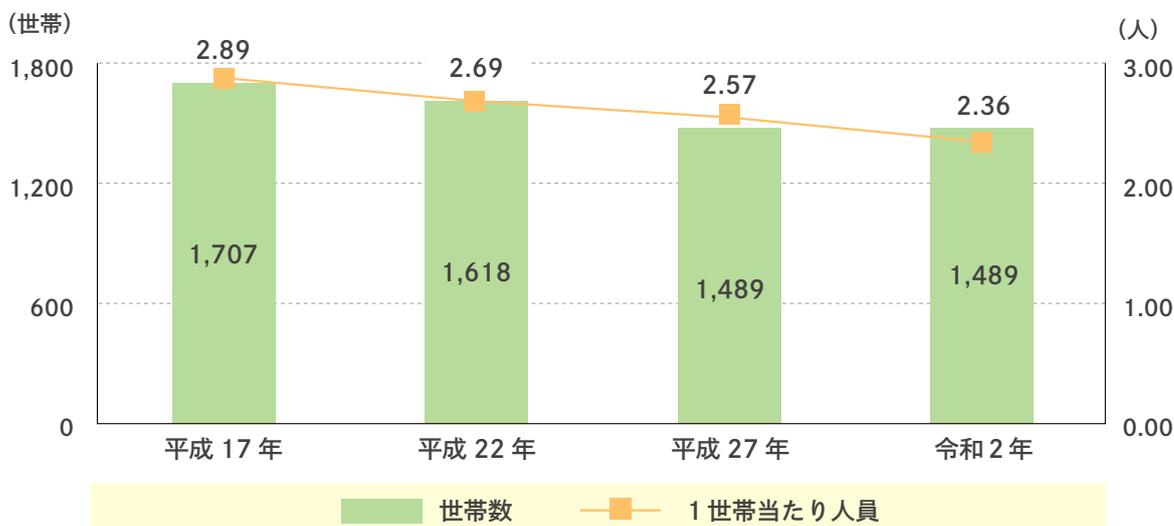
また、世帯数と 1 世帯あたり人員の推移をみると、世帯数、1 世帯あたり人員ともに減少傾向にあり、令和 2 年には世帯数が 1,489 世帯、1 世帯あたり人員が 2.36 人となっています。

人口推移



資料：国勢調査

世帯数



資料：国勢調査

5

町民の意識と期待

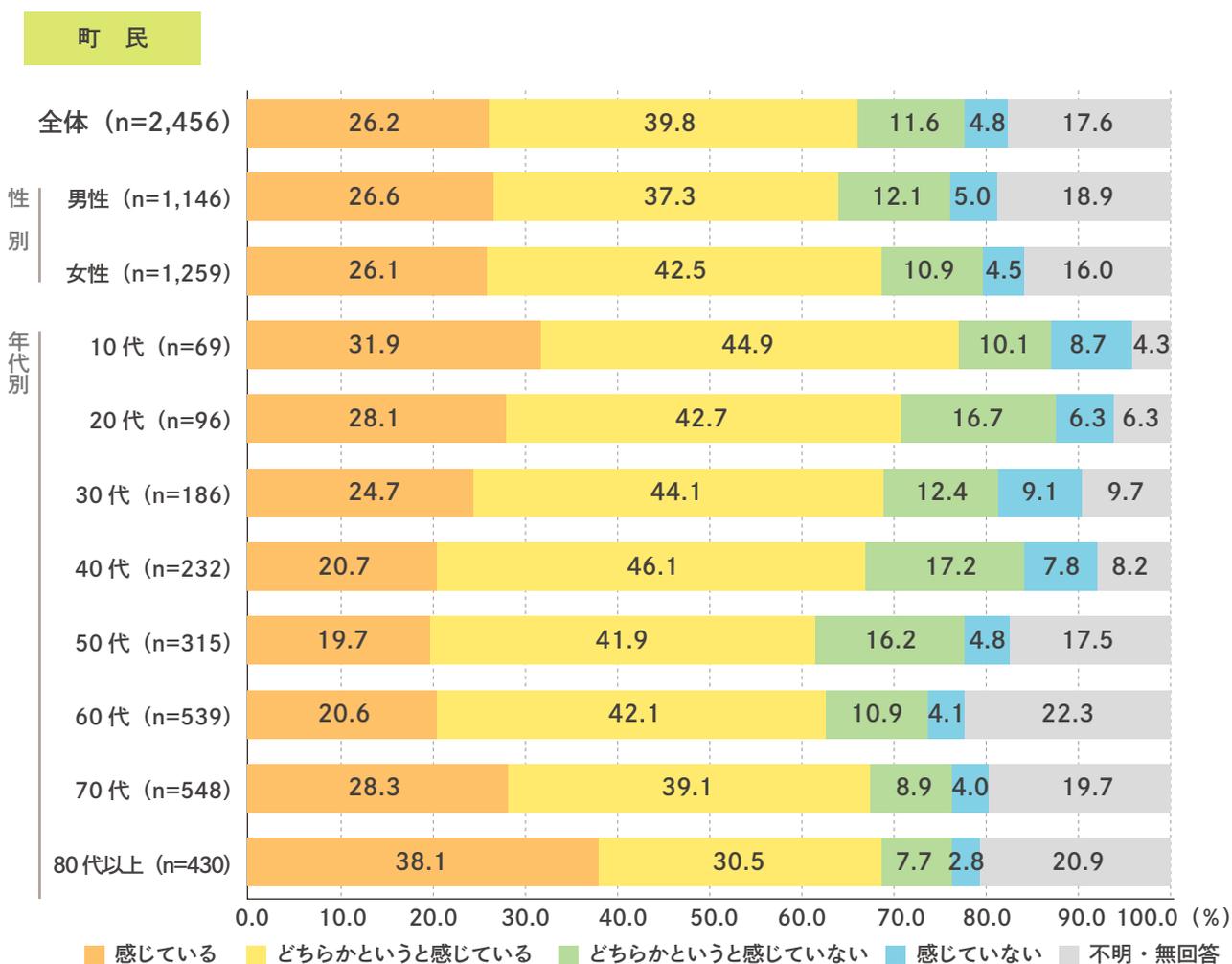
本計画の策定にあたって、町民の意識構造の実態を把握し、計画づくりの基礎資料を得るため、令和5年8月～9月にかけてアンケート調査を実施しました。結果の概要は以下のとおりです。

(1) まちへの愛着度

本町へ愛着や誇りを感じているかについてみると、「どちらかというと感じている」が39.8%と最も高く、次いで「感じている」が26.2%、「どちらかというと感じていない」が11.6%となっています。

性別にみると、男女ともに「どちらかというと感じている」が最も高くなっています。

年代別にみると、10代～70代では「どちらかというと感じている」、80代以上では「感じている」が最も高くなっています。



(2) 今後の定住意向

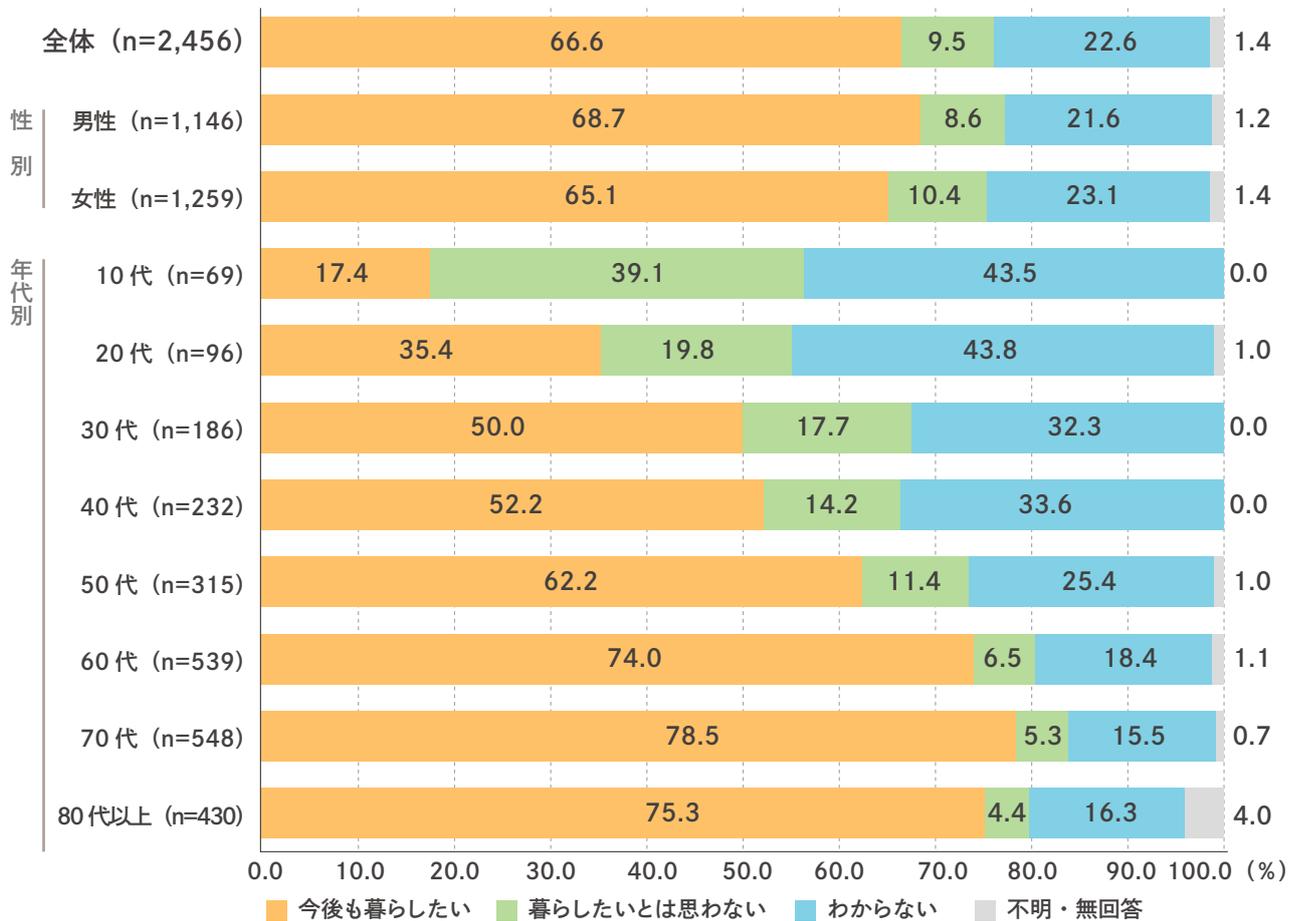
本町の定住意向についてみると、「今後も暮らしたい」が66.6%と最も高く、次いで「わからない」が22.6%、「暮らしたいとは思わない」が9.5%となっています。

性別にみると、男女ともに「今後も暮らしたい」が最も高くなっています。

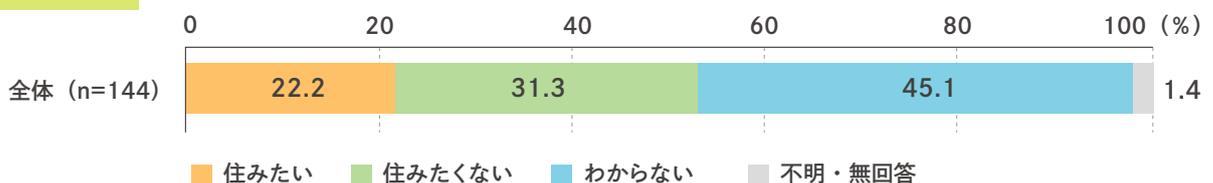
年代別にみると、10代・20代では「わからない」、その他の年代では「今後も暮らしたい」が最も高くなっています。

また、小中学生では、大人になってからも本町に住みたいと思うかについてみると、「わからない」が45.1%と最も高く、次いで「住みたくない」が31.3%、「住みたい」が22.2%となっています。

町民



小中学生



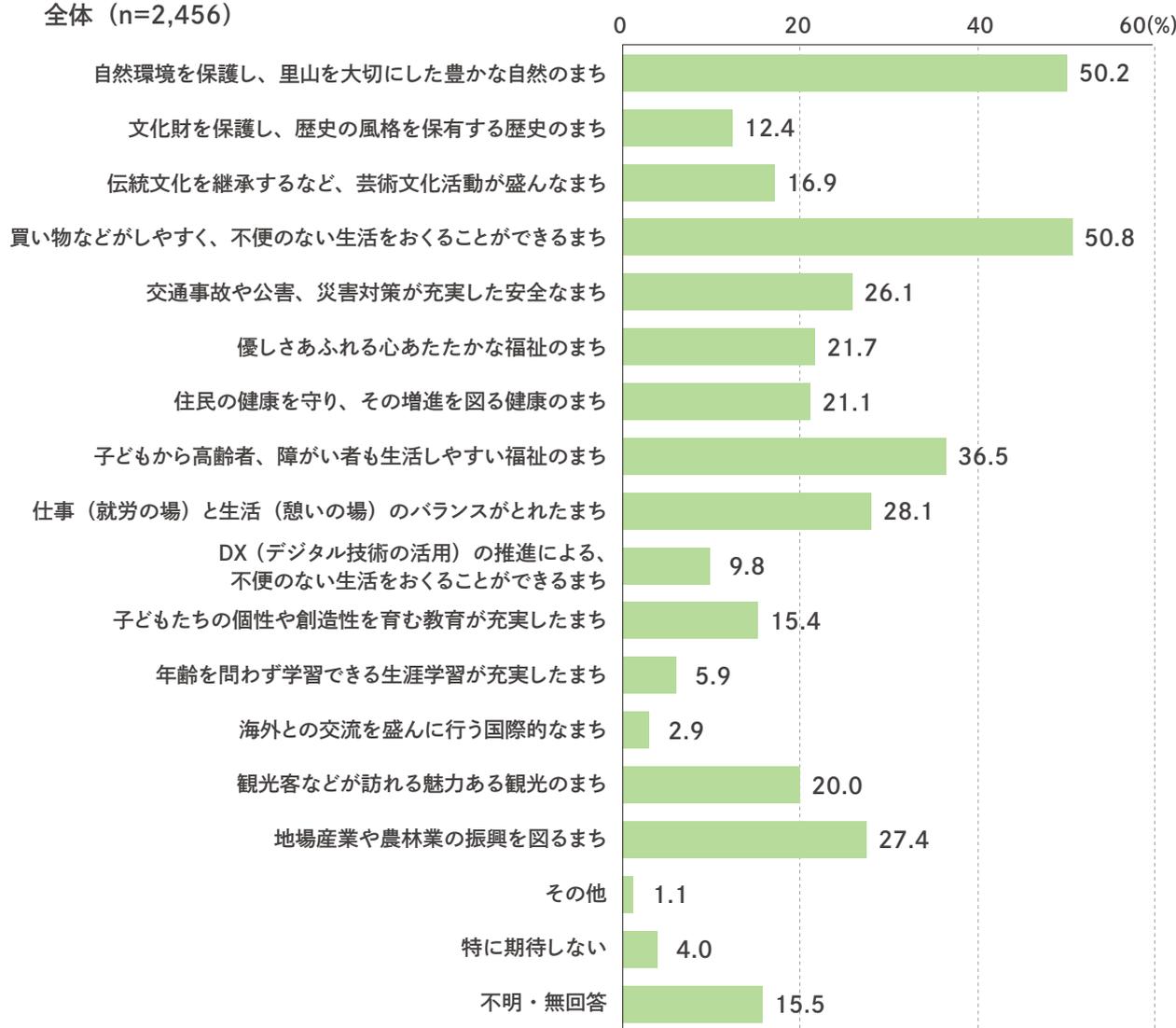
(3) 将来どのようなまちを目指していくことが大切だと思うか

本町が将来どのようなまちを目指していくことが大切だと思うかについてみると、「買い物などがしやすく、不便のない生活をおくることができるまち」が50.8%と最も高く、次いで「自然環境を保護し、里山を大切にした豊かな自然のまち」が50.2%、「子どもから高齢者、障がい者も生活しやすい福祉のまち」が36.5%となっています。

また、小中学生では、大人になったとき、本町がどんな「まち」になっていたら良いと思うかについてみると、「みんなが安全で、安心して暮らせるまち」が26.4%と最も高く、次いで「山や川などの自然が豊かで美しい景色のまち」が25.0%、「子育て支援が充実しているまち」が22.9%となっています。

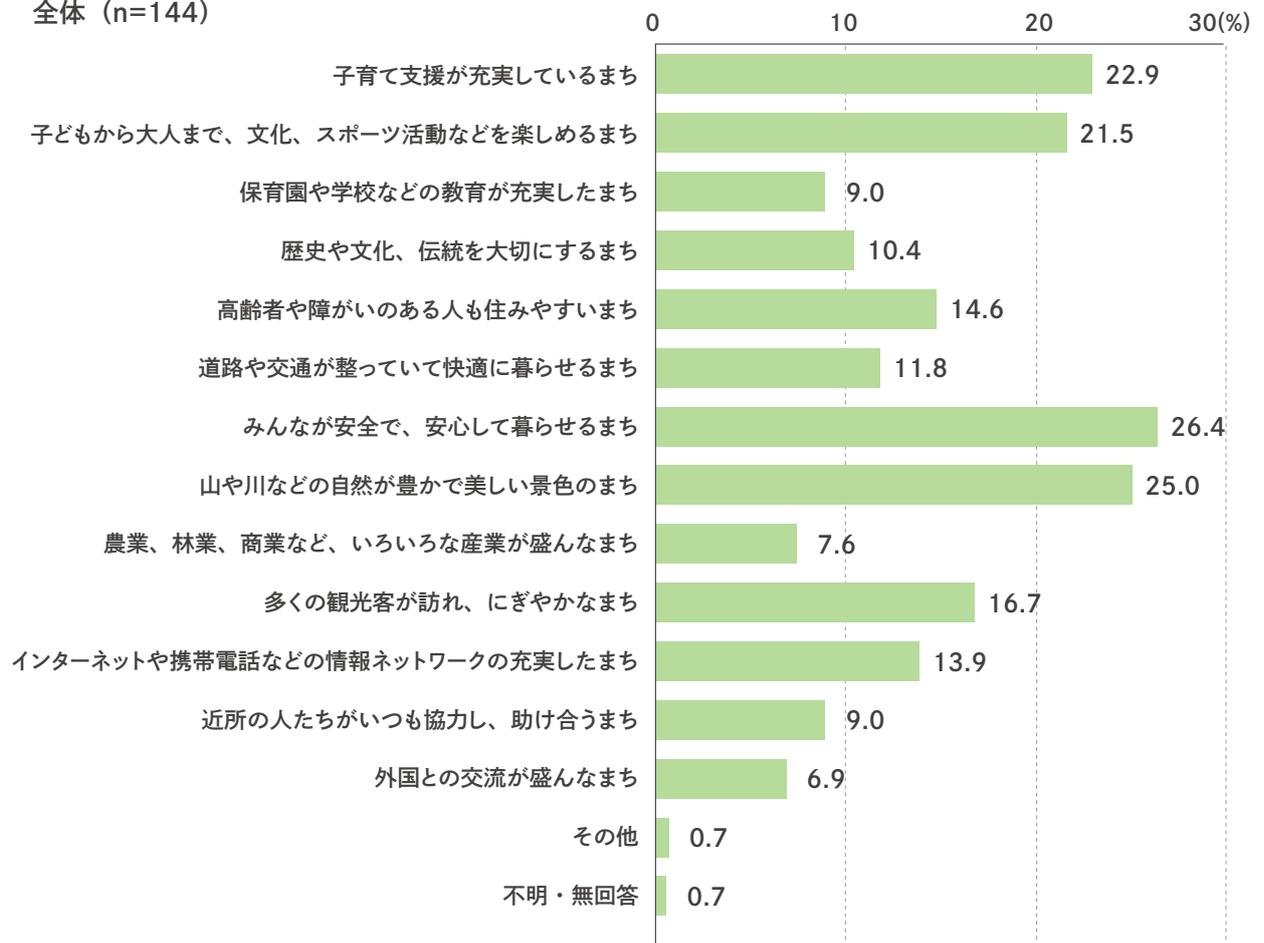
町民

全体 (n=2,456)



小中学生

全体 (n=144)



基本構想

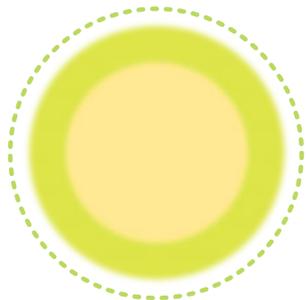
HINOKAGE MASTER PLAN

2025 ▶ 2034

1

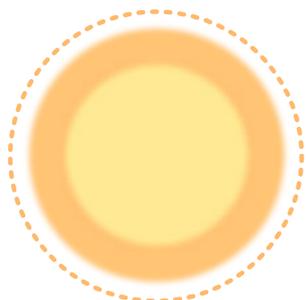
まちづくりの基本理念

本計画を実現していくため、次の3つをまちづくりの基本理念と定め、今後10年間のまちづくりに取り組んでいきます。



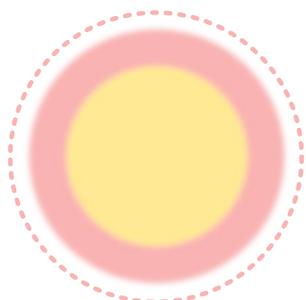
自然と生きるまち

町の特徴的な自然や
特色ある景観を大切に保全・活用しながら、
自然と共生するまちづくりを進めます。



人と生きるまち

こどもからお年寄りまで
様々な年代の人たちが一緒になって生活し、
地域で支え合って生活できるまちづくりを進めます。



町民が誇れるまち

魅力ある地域づくりを通して、
町民一人ひとりが日之影で暮らすことに幸せを感じ、
自らの郷土を誇れるまちづくりを進めます。

2

町の将来像

■ 住む喜びを実感し 笑顔あふれる 光さすまち 日之影

第5次計画期間中には、人口減少や少子高齢化、新型コロナウイルス感染症の拡大、AIやDXの進展など、多様化する社会への対応が求められ、将来の予測がますます難しい時代へと変化してきました。

しかしその中でも、本町では「住む喜びを実感し 笑顔あふれる 光さすまち 日之影」を将来像として掲げ、この将来像のもと、町民一人ひとりの顔が見える関係を築き、地域や人とのつながりを大切にしながら、暮らしやすいまちづくりを進めてきました。

■ 第6次日之影町長期総合計画の展望

本計画では、第5次計画の想いを引き継ぎ、これからも地域や人とのつながりを大事にしつつ、人口減少や変化し続ける社会情勢に柔軟に対応するまちづくりを進めていきます。

日之影という名は、三毛入野命が「なんと有難い日の影か」と語ったことから名がついたといわれており、日之影は「日の光」を意味します。

変わり続ける中でも、町民と行政が一体となって新たなまちづくりを進めることで、希望の日の光を町に差し込ませ、地域の人々が未来への新たな光を絶やさず灯し続けていくことを目指します。

このような思いから、以下の将来像を設定しています。



未来への新たな光を灯すまち 日之影

3

まちづくりの枠組み

(1) 将来人口の予測

本町では、令和2年に「第2期日之影町まち・ひと・しごと創生総合戦略及び人口ビジョン」を策定し、令和42年には、2,000人程度での目標としていました。

しかしながら、本町の人口の減少が続いており、予測を上回るペースで減少が進んでいるため、人口ビジョンの数値を見直し、10年後の令和16年には「約2,600人」を維持する形で目標人口を設定します。



目標人口の各年、年齢3区分別の人口

	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年
総数	3,635	3,079	2,810	2,566	2,346	2,140	1,956	1,804	1,688
0～14歳	378	309	263	211	209	227	250	259	257
15～64歳	1,600	1,233	1,079	1,035	964	884	815	784	788
65歳以上	1,657	1,537	1,468	1,321	1,173	1,029	890	760	643

(2) 土地利用方針

土地利用にあたっては、環境負荷の少ない持続的な発展、町民の福祉の向上と町土の均衡ある振興に寄与することを基本として、「自然と共生するまちづくり」をコンセプトとします。

また、水源地域として自然的、社会的、経済的、文化的特性などの諸条件を踏まえ、「定住対策の推進」と「自然環境の保全・活用」を土地利用の重要な柱ととらえ、人と自然が調和し活力に満ちた未来を創造するため、合理的で計画的な土地利用を図ります。

さらに、人口減少への対応や超高齢社会に配慮した生活志向などへの時代潮流の変化に対応していくこととします。



住宅地区

住宅地区については、安全性、快適性、利便性などを配慮した開発、道路体系の整備などを推進するとともに、地域の実情に応じて生活環境の整備を計画的に図ります。また、土砂災害などに対する安全性を高め、水辺空間の親水性確保などによる快適な環境の形成を図ります。



農業地区

農地は、農産物の生産基盤であるだけでなく、防災のための空間や緑地としての空間、遊水池的機能、生態系の維持機能などの役割を担っています。今後も、農業基盤の整備、担い手の確保や育成、有害鳥獣対策などを行っていくとともに、特産物の生産振興を図りながら農地のもつ多面的な機能を維持し、その保全に努めます。



森林地区

本町の景観や自然の豊かさを特徴づけている山林については、生活にやすらぎやうおいを与えるだけでなく、環境保全や防災、景観形成などの機能面からも大きな役割を果たしています。適切な森林施業により、町内の貴重な森林を保全するとともに、特用林産物の生産や森林セラピー事業など、産業・観光・レクリエーション振興などに活用します。

基本計画

HINOKAGE MASTER PLAN

2025 ▶ 2034

1

計画の体系

基本構想

将来像

未来への新たな光

重点目標

1

こどもの育ちを 応援するまち

基本的方向

- 1 子育てを応援するまちをつくる
- 2 未来を築く人材を育成する

2

地域資源を活かし、 豊かなまち

基本的方向

- 1 農林業を核とした産業をつくる
- 2 賑わいのあるまちをつくる
- 3 活力ある起業と雇用を生み出す

基本計画

—基本目標 1—

人々の未来を 育てるまち

基本施策

- 1-1 子育て支援
- 1-2 学校教育
- 1-3 社会教育
- 1-4 スポーツ活動
- 1-5 文化・芸術活動

—基本目標 2—

心身ともに 健やかなまち

基本施策

- 2-1 健康づくり
- 2-2 地域福祉
- 2-3 高齢者福祉
- 2-4 障がい者福祉

—基本目標 3—

安全・安心に 暮らせるまち

基本施策

- 3-1 道路・交通網
- 3-2 住宅整備
- 3-3 上水道
- 3-4 消防・防災
- 3-5 交通安全・防犯
- 3-6 定住・移住

を灯すまち 日之影

3

住む喜びを 実感できるまち

基本的方向

- 1 誰もが暮らしやすいまちをつくる
- 2 持続可能なまちをつくる
- 3 資源を活かした魅力を発信する

4

誰もが安心して 生涯を過ごせるまち

基本的方向

- 1 定住・移住を歓迎するまちをつくる
- 2 住み続けたい環境をつくる
- 3 利便性の高い公共交通を整備する

基本計画

—基本目標 4—

産業がつなぐ 活気のあるまち

基本施策

- 4-1 農林業
- 4-2 商工業
- 4-3 観光
- 4-4 伝統産業

—基本目標 5—

自然を守り 育むまち

基本施策

- 5-1 環境保全・景観整備
- 5-2 循環型社会
- 5-3 水源の里集落

—基本目標 6—

協働の輪が 広がるまち

基本施策

- 6-1 参画・協働
- 6-2 地域コミュニティ
- 6-3 人権尊重・男女共同参画
- 6-4 行政経営
- 6-5 情報化社会

2

重点目標

計画期間における本町の将来像を実現するために、特に重点的に取り組む課題に対して重点目標を設定し、施策間の連携を図りながら、町の魅力の向上及び人口減少対策として以下の4つを設定します。重点目標は「第2期日之影町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の内容を包含したもので、「日之影町デジタル田園都市国家構想総合戦略」に位置づけられます。

1

こどもの育ちを応援するまち

まちの未来をつないでいくのは今の子どもたちです。子どもたちが健やかに成長できる環境を整えることで、将来も活気あるまちであり続けることができます。

「日之影町で子育てをしたい」と感じてもらうために、子どもや子育て世帯が安心して生活できるよう切れ目のない支援や子育てと仕事の両立を図り、地域全体で子育てを応援する環境づくりに取り組みます。

また、多様化する教育環境に対応し、魅力のある教育をさらに進めていくことで、すべてのこどもの可能性を引き出し、夢の実現に向けて学び続ける人材を育成します。

[目標指標]

指 標	単 位	現状値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 16 年度)
合計特殊出生率	-	1.96	1.96

※合計特殊出生率の現状値は平成 30 年～令和 4 年、目標値は令和 10 年～令和 14 年

基本的方向 1 子育てを応援するまちをつくる

重点取組

● 目標 1-1-①

日之影町で子育てをしたいと思う
子育て支援策の充実

● 目標 1-1-②

地域ぐるみでの子育て環境の整備

● 目標 6-3-②

男女共同参画の推進

基本的方向 2 未来を築く人材を育成する

重点取組

目標 1-1-②

地域ぐるみでの子育て環境の整備

目標 1-1-③

配慮が必要な子どもや
その家庭への支援

目標 1-2-①

学びの質の向上

目標 1-2-③

学校・家庭・地域との連携・協働

目標 1-2-④

教育環境の整備

目標 1-3-①

生涯学習の推進

目標 1-3-③

町立図書館の活用・読書の推進活動

[重要業績評価指標] (KPI)

指 標	単 位	現状値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 16 年度)
子ども家庭センターの相談件数	件	235	500
全国学力状況調査における 全国平均以上の科目数比率	%	75.0	80.0
生涯学習講座への登録者数 (生涯にわたり学ぶ機会への参加)	人	299	300

2

地域資源を活かし、豊かなまち

農林業や商工業、伝統産業など、地元の仕事があれば、まちのにぎわいを維持することができます。

本町は山林や田畑、河川をはじめとする豊かな自然や景観を有しており、自然の恵みやその環境の中で築きあげられた技を最大限に活用し、様々な産業の振興を図るとともに、観光客や交流人口の増加につなぐ取組を進めます。

また、多様な働き方に対応できる環境づくりや起業支援を通じて、活力あるまちづくりを行います。

[目標指標]

指 標	単 位	現状値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 16 年度)
関係人口数	人	169	200

※関係人口数の現状値は令和 5 年度

基本的方向 1 農林業を核とした産業をつくる

重点取組

● 目標 4-1-①

農林業振興と後継者育成

● 目標 4-1-②

農林業生産基盤の整備

● 目標 4-1-④

地場産業と 6 次産業化

基本的方向2 賑わいのあるまちをつくる

重点取組

目標 4-2-②

次世代育成と持続可能な
経営基盤強化の推進

目標 4-2-③

農林業や観光との連携強化

目標 4-3-①

組織の育成強化

目標 4-3-②

観光・交流資源の開発と整備

目標 4-3-③

P R 活動の強化

目標 4-4-②

観光との連携強化

基本的方向3 活力ある起業と雇用を生み出す

重点取組

目標 4-2-①

魅力ある商店街づくりと
事業承継・創業の総合支援

目標 4-2-②

次世代育成と持続可能な
経営基盤強化の推進

目標 4-2-④

企業誘致と新たな地域づくり

[重要業績評価指標] (KPI)

指標	単位	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和16年度)
認証農産物品目数	品	37	80
新規店舗の開店数(累計)	か所 (累計)	2	10
観光客数	人	389,916	500,000

※観光客数の現状値は令和5年度、認証農産物品目数の現状値は令和5年度、目標値は令和15年度

3

住む喜びを実感できるまち

こどもから高齢者、障がい者への支援など、福祉サービスの充実が町民の生活の質を向上させ、すべての世代が安心して生活できるまちをつくることができます。町民一人ひとりがそれぞれの住む集落で心身の健康を基礎としながら、楽しみや生きがいをもてるよう、持続可能な地域づくりを推進します。

また、本町ならではの自然・文化資源などが注目されることで、町民自身が地域の価値を再認識し、地元への誇りをもつことにもつながります。自然と共生するまちづくりを進めながら、魅力の発信を行います。

[目標指標]

指 標	単 位	現 状 値 (令和 6 年度)	目 標 値 (令和 16 年度)
健康寿命（平均自立期間）の延伸	歳	男性 79.4	男性 80.0
		女性 84.4	女性 85.0

基本的方向 1 誰もが暮らしやすいまちをつくる

— 重点取組

● 目標 2-1-②

保健予防活動の充実

● 目標 2-1-③

町民の健康管理

● 目標 2-1-④

感染症予防対策の充実

● 目標 2-2-①

地域福祉の充実と福祉意識の向上

● 目標 2-2-②

福祉サービスの充実と
支援体制の強化

● 目標 2-3-①

高齢者を支える仕組みづくり

基本的方向 2 持続可能なまちをつくる

重点取組

● 目標 1-3-②

自治公民館活動の推進

● 目標 5-3-②

外部人材を活用した
集落機能維持体制の整備

● 目標 6-2-①

地域コミュニティの活性化

● 目標 5-3-①

水源の里活性化対策推進協議会事業

● 目標 6-1-①

町民と行政の連携によるまちづくり

● 目標 6-5-①

デジタル環境整備による地域活性化

基本的方向 3 資源を活かした魅力を発信する

重点取組

● 目標 5-1-②

豊かな自然や
資源を活かした景観づくり

● 目標 5-1-④

森林セラピーの推進

● 目標 6-2-②

地域の活性化や地域資源を活用する
団体への支援

● 目標 5-1-③

豊かな自然を守るための啓発活動

● 目標 5-1-⑤

既存施設などの利活用

[重要業績評価指標] (KPI)

指 標	単 位	現状値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 16 年度)
特定健診受診率	%	65.0	70.0
買い物支援利用者数	人 (注文実人数)	162	200
森林セラピーの年間利用者数	人	640	1,000

※特定健診受診率・買い物支援利用者数・森林セラピーの年間利用者数の現状値は令和 5 年度

4

誰もが安心して生涯を過ごせるまち

本町は急峻な地形であり、高齢化が進むまちにとって、道路・交通網の整備が急務となっています。

また、人口減少を是正するために、転入人口を増やすには、魅力的で安全な住環境や利便性の高い公共交通を整備することが必須となります。

日之影町で長く住み続けることができるよう、様々な交通サービスや仕組みを検討し、安心して住むことのできる環境づくりに取り組みます。

[目標指標]

指 標	単 位	現状値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 16 年度)
子育て世帯の転入世帯数	世帯	5	8

基本的方向 1 定住・移住を歓迎するまちをつくる

— 重点取組

● 目標 3-2-②

住環境の整備

● 目標 3-3-①

簡易水道の運営

● 目標 3-6-①

空き家活用による移住促進

● 目標 3-6-②

相談体制の充実

● 目標 6-2-①

地域コミュニティの活性化

基本的方向 2 住み続けたい環境をつくる

重点取組

● 目標 3-1-④

公共交通体制の確保

● 目標 3-3-②

簡易水道以外の施設
への対応

● 目標 5-2-②

持続可能な地域の実現に向けた
町民の意識向上

● 目標 6-5-①

デジタル環境整備による地域活性化

● 目標 3-2-①

町営住宅の維持・管理

● 目標 5-2-①

再生可能エネルギーの導入

● 目標 5-2-③

生活環境改善への支援

基本的方向 3 利便性の高い公共交通を整備する

重点取組

● 目標 3-1-①

町道の整備

● 目標 3-1-③

高速道路の整備

● 目標 3-1-④

公共交通体制の確保

[重要業績評価指標] (KPI)

指 標	単 位	現状値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 16 年度)
町営住宅入居率	%	86.8	95.0
移住相談件数	件	20	50
空き家バンク新規登録件数	件	5	10

※町営住宅入居率の現状値は令和 6 年 10 月 1 日時点

3

施策の大綱

計画期間における町の将来像を実現するために、以下の6つの基本目標を掲げます。また、目標の下には取り組むべき施策をまとめています。

基本目標 1

人々の未来を育てるまち

子育て支援

少子化社会と多様化する保育ニーズに対応するため、子育てしやすい環境づくり、こどもを安心して育てられる環境づくりを推進します。

学校教育

学習支援体制を整備し、基礎的な学力や自ら学び考える力などの確かな学力、他を思いやる心や郷土を愛する心などの豊かな心、たくましく生きるための健康や体力の育成を支援します。

社会教育

すべての町民が生涯にわたって学び、楽しみ、その成果を地域に活かせる施策を推進するとともに、互いの人格を尊重し、支え合うことができる社会の実現に向けた取組を進めます。

スポーツ活動

町民が生涯にわたり、それぞれのライフステージに応じてスポーツ・レクリエーション活動を楽しめるよう、活動の機会を提供し、公共のスポーツ施設の整備を行います。

文化・芸術活動

豊かな自然に包まれたまち独自の歴史・文化を学び、郷土としての誇りを育む施策を推進します。

基本目標 2

心身ともに健やかなまち

健康づくり

すべての町民が自らの健康に関心を持ち、元気で健康に暮らせるよう、これまでの健康管理体制を引き継ぎつつ、健康づくり事業を推進します。

地域福祉

町民が互いに支え合いながら、生涯幸せに暮らしていけるまちを目指します。行政、関係団体、町民など、それぞれの役割を通じて地域の福祉力を高める取組を進めます。

高齢者福祉

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるように、在宅介護サービスの充実と地域包括ケアシステムの整備を推進します。

障がい者福祉

障がい者の自立支援と社会参加を促進するための就労支援やバリアフリー環境の整備を強化し、誰もが平等に生活できる社会を目指します。

基本目標 3

安全・安心に暮らせるまち

道路・交通網

道路の維持管理と円滑で安全な交通網を整備することで公共交通機関の充実を図り、暮らしやすい環境づくりを進めます。

住宅整備

町営住宅の適正な維持管理を進め、住環境の向上を図ります。

上水道

上水道については安定供給を継続し町民の生活基盤を支えます。

消防・防災

日々の暮らしを自然災害から守り、安全を確保するため、消防団活動の活性化、避難行動要支援者対策、防災対策を推進します。

交通安全・防犯

町民が安心して生活をおくることができるよう交通安全・防犯に関する啓発、地域での見守り、交通安全・防犯に関する組織の育成、消費者被害の防止など地域での相互扶助に取り組みます。

定住・移住

総合的な定住・移住対策を推進します。また、定住を促進するために、民間住宅の建設誘導を図るほか、生活支援サービスなどの充実を図ります。

基本目標 4

産業がつなぐ活気のあるまち

農林業

農林業の担い手の育成や経営の効率化を図り、持続可能な農林業の推進と地産地消の促進により、地域の活力を高めます。

商工業

中小企業の基盤強化などを支援し、商工業の振興を図るとともに、新たな産業の育成、本町の地域特性に適合した企業の誘致を進め、地域経済の発展を促進します。

観光

山林や河川をはじめ豊かな自然や独自の歴史的・文化的資源を活かし、体験と感動のある観光振興に努め、地域の魅力を国内外に発信します。

伝統産業

伝統産業の技術保存と継承を通じて文化振興を図ります。

基本目標 5

自然を守り育むまち

環境保全・景観整備

自然環境の保護と本町の美しい景観の維持・改善に取り組み、豊かな自然環境を次世代に継承します。

循環型社会

リサイクル活動の推進と廃棄物削減、再生可能エネルギーの導入を強化し、脱炭素社会を目指した循環型社会を推進します。

水源の里集落

水源地の保全と地域資源の活用を支援し、水と共に生きる持続可能な集落の維持を図ります。

基本目標 6 協働の輪が広がるまち

参画・協働

地区公民館活動などの活性化と地域活動への理解を図りながら、行政だけではなく多様なまちづくりの担い手を育成するとともに、協働をより一層促進し、地域の諸課題の解決に向けた地域活動を支援します。

地域コミュニティ

地域コミュニティの維持・活性化を図り、町民同士のつながりを強化する取組を推進します。

人権尊重・男女共同参画

町民一人ひとりの人権が尊重され、偏見や差別のない心豊かな、優しさあふれるまちづくりの実現を目指して、人権教育・啓発、男女共同参画の取組を推進します。

行政経営

行財政改革をさらに進め、事務事業を効果的かつ効率的に実施するため、行政経営を推進します。

情報化社会

ICTの活用を推進し、AIやRPAを導入して町民サービスの向上と行政業務の効率化を図ります。





基本目標

1

人々の未来を
育てるまち

基本施策 【1-1】 子育て支援

関連 SDGs

SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS



目指す姿

ふるさと日之影への愛着と誇りを持ち、安心して子育てができる環境が整い、地域全体でこどもの成長を支え合い、充実したまちを目指します。

指標と目標値

指 標	単位	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和16年度)
■ 合計特殊出生率	-	1.96	1.96
■ 乳幼児健診受診率	%	100	100
■ こども家庭センターの相談件数	件	235	500

※合計特殊出生率の現状値は平成30年～令和4年、目標値は令和10年～令和14年

■ 施策の展開

● 取組 1) 日之影町で子育てをしたいと思う子育て支援策の充実

- 重点1 ● 妊娠期や出産時の経済的支援を行います。
- 重点1 ● 保育料の無償化などと働き方改革に対応して、保育園での延長保育など、保護者の多様なニーズに対応した取組を進め、安心して子育てできる環境の充実に努めます。
- 重点1 ● 保育料の軽減や児童手当・乳幼児医療費助成などによる子育て家庭の経済的な負担を軽減します。
 - 奨学資金貸付制度などの各種支援制度の周知徹底に努めます。
 - 各種SNSなどICTを活用し、妊婦や子育て当事者が必要な情報に素早く、簡単にアクセスできる環境に努めます。

● 取組 2) 地域ぐるみでの子育て環境の整備

- 重点1 ● 安心して子どもを迎え育てることができるよう、子ども家庭センターにおいて、子ども・保護者・妊産婦に寄り添った支援を行います。
 - 母子保健と児童福祉を一体化した支援体制を強固にします。
 - 社会福祉協議会と連携した子ども広場の実施など、複合・複雑化したニーズを支援するための包括的な体制を推進します。
- 重点1 ● すべての子どもが夢や希望を持ち、将来の実現に向けて成長できる環境を整備します。
 - 子どもの貧困対策を総合的に推進し、生まれ育った環境に左右されない支援を行います。

● 取組 3) 配慮が必要な子どもやその家庭への支援

- 児童扶養手当や母子及び父子並びに寡婦福祉資金、ひとり親家庭医療費助成など経済的支援の充実に努めます。
- 重点1 ● 母子家庭及び父子家庭が抱える家計管理、就業の支援、育児や自身の健康面の不安などの諸問題の解決や子どもの生活・学習支援を図り、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の地域での生活を総合的に支援します。
 - 児童虐待の早期発見・早期対応や未然防止を図るため、子ども家庭センターの役割を果たすとともに、児童委員や保育園、学校などの関係機関と連携し、地域全体で支援する体制づくりに努め、要保護児童対策地域協議会の活性化を促進させます。

● 取組 4) 障がい児支援

- 乳幼児期における障がいの早期発見や早期療育に取り組み、子どもの健全な発育と成長を支えます。
- 教育・医療・生活の各面で適切な支援を提供し、子どもの成長に応じた切れ目のない支援体制を整備します。

町民に期待する役割

子ども・若者が、自分らしく育ち、幸せな生活をおくることができるよう、
地域全体で育みます。

基本施策 【1-2】 学校教育

関連 SDGs

SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS



目指す姿

児童・生徒に寄り添いながら、質の高い学びを受けられる環境を整え、デジタル技術を活用しつつ、将来の人材育成に力を入れる学校教育を目指します。

指標と目標値

指 標	単 位	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和16年度)
■ 全国学力状況調査における 全国平均以上の科目数比率	%	75.0	80.0

■ 施策の展開

● 取組 1) 学びの質の向上

- 重点1** ● 小規模校の特長を活かし、一人ひとりの学力を確実に伸ばしていくとともに、人と郷土を愛し、多様な価値観と理解力を育む日之影ならではの教育を推進します。
- 「ひのかげ学びのスタイル」を基本とした主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業づくりを進めます。
- 重点1** ● ICTの効果的な活用による、児童・生徒の情報活用能力の育成に取り組みます。
- 一人ひとりの個性に向き合い、きめ細やかな指導の充実に努め、教職員の資質向上に努めます。

● 取組 2) 豊かな心と体の醸成

- 小規模校の特長を活かし、一人ひとりに心の行き届いた教育を行い、小・中学校の一貫性のある連携した教育を推進します。
- こどもの成長に応じた、一人ひとりを大切に、多様性を認め合う人権教育の推進を図ります。
- 各種団体と連携し、こどもたちの心身の健やかな成長を支えます。
- こどもたちの食育活動の充実と健やかな成長のため、地域の農産物を活かした学校給食の充実や施設整備を図るとともに、給食費補助制度を維持します。

● 取組 3) 学校・家庭・地域との連携・協働

- 学習機会の提供や部活動の地域移行など、地域と連携を図りながら、学校における活動の活性化や次代を見据えた取組を行います。
- 重点1** ● 家庭教育学級や就学前の保護者に対する家庭教育に関する講座、地域学校協働活動、文化活動や鑑賞機会の充実、総合型スポーツクラブの活動支援を実施し、地域でこどもたちを育みます。
- 放課後子ども教室の継続的運営のために、サポーターと連携し、こどもや保護者が安心できる居場所の確保に努めます。
- 世代間交流を推進し、地域の教育力の向上を図り、地域と連携した活動を実施します。
- 児童・生徒の健全育成を図るため、学校・家庭・地域及び関係機関の連携を密にし、各種啓発活動の充実に努めます。

● 取組 4) 教育環境の整備

- 教職員に対する研修などを推進し、ICTの有効活用を促進します。
- 重点1** ● 教育補助員などを配置し、児童・生徒の学力の向上や健やかな成長を支えます。
- 重点1** ● 適切な学校施設の整備実施については、「学校施設長寿命化計画（個別施設計画）」を踏まえ、計画的な取組を推進するとともに、防犯教室や通学路の安全点検を継続して実施していきます。

町民に期待する役割

地域とともにある学校づくりへの協働・参画を通じて、
郷土愛を育みます。

基本施策
【1-3】
社会教育

関連 SDGs



HINOKAGE PHOTO

目指す姿

世代を問わず、様々な学びの機会を活用して生涯を通じて成長できるまち、日之影を目指します。

■ 指標と目標値

指 標	単 位	現状値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 16 年度)
■ 生涯学習講座への登録者数 (生涯にわたり学ぶ機会への参加)	人	299	300

■ 施策の展開

● 取組 1) 社会教育の推進

- 町民のニーズに沿った生涯学習の場を確保し、奨励・普及に努めます。
- 青年団の組織活動の充実、強化を図ります。
- 青少年を対象に多様で魅力的な文化、スポーツなどの学習機会を提供し、学びや成長を支援します。

重点 1

- 青少年のリーダー研修及び研修派遣事業への参加を促し、指導者やリーダーの育成を図ります。特にグローバルな視野を持ち、日本や世界で活躍する人材を育成する教育を推進します。
- 青少年を非行から守り健全な成長を促すため、青少年健全育成町民会議などと連携し、地域ぐるみで健全育成の展開を図ります。
- 社会変化に対応した女性学級、高齢者教室の学習内容の充実に努めるとともに、リーダーの養成を図ります。

● 取組 2) 自治公民館活動の推進

- 自治公民館長研修会などへの積極的な参加を促すとともに、地域リーダーの育成を図ります。
- 公民館・集会施設などを活用した出前講座の充実に努めます。

重点 3

- 時代に即した自治会公民館活動のあり方について、運営をサポートし、より効果的な活動の実現を支援します。

● 取組 3) 町立図書館の活用・読書の推進活動

重点 1

- 町立図書館の利用促進に向けた取組の充実及び環境整備に努めます。
- 関係機関や町内団体と連携・協働し、家庭・地域における読書活動を推進します。
- 学校図書館への支援及び県立図書館などと連携した運営に努めます。

町民に期待する役割

個々の目標を達成するため、
常に新しい知識を習得し自己研鑽に努めます。

基本施策

【1-4】

スポーツ活動

関連 SDGs

SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS



目指す姿

すべての町民がそれぞれの体力や年齢に応じたスポーツ活動を行える環境づくりに努めます。また、スポーツを行う個人・団体が、安全かつ継続的にスポーツに親しむことができるための施設の適切な運営に努めます。

指標と目標値

指 標	単 位	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和16年度)
■ 町スポーツ協会の登録者数	人	250	250

■ 施策の展開

● 取組 1) スポーツを通じた町民の参加促進

- 町総合型スポーツクラブの充実を図るとともに、町民が気軽に参加できるスポーツ大会などを計画し、町民の健康・体力づくりを推進します。
- 国、県などからの情報を収集し、一人でも多くの人々がスポーツを始めるきっかけづくりとなる事業の充実を図ります。

● 取組 2) スポーツ活動の充実のための整備

- 既存の社会体育施設などについて、老朽化の状況や利用ニーズに即した整備を計画的に進めていくとともに、有効活用に努めます。
- 町民のニーズ・体力・年齢に応じたスポーツ活動の推進を図るとともに、持続可能なスポーツ環境の整備に努めます。
- 国民スポーツ大会開催について普及・啓発に努めます。

町民に期待する役割

地域内でのスポーツ活動や世代間のスポーツ交流を通じて、健康づくりと地域の活力向上を目指します。

基本施策
【1-5】
文化・芸術活動

関連 SDGs



目指す姿

日之影の文化・芸術が豊かで、文化財が保存・継承され、観光やまちづくりに活かされることで、町民や訪れる人々が文化と歴史を身近に感じられるような魅力的なまちを目指します。

指標と目標値

指 標	単 位	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和16年度)
■ 町主催の文化関連イベント数	回	3	3

■ 施策の展開

● 取組 1) 文化・芸術活動の推進

- 県や関係機関と連携し、文化・芸術活動の振興、本町の特性を活かしたイベントの開催について検討します。
- 町民の多様な芸術文化活動ニーズに対応するために、県などと連携し、各種文化講演会や展覧会などを企画します。
- 文化財に対する町民の理解と保護意識の啓発を図るため、学芸員などの導入・検討を含め、専門家の協力を仰ぎながら文化財や郷土史などの調査研究を行い、講座の開講やPR資料の発刊に努めます。

● 取組 2) 文化財保護・伝統文化の継承

- 文化財、伝統工芸・芸能などの保護・伝承のために必要な措置を講じます。
- 町民の意向や文化財専門員会と協議しながら、文化財の保存・継承や利活用について方針を定めます。
- 伝統芸能やまつりなど地域の郷土芸能を保存・承継するため、文化財愛護少年団及び後継者の育成に努めます。
- 伝統芸能の保存活用のために、DXの活用を検討し、いつでも、どこでも、誰でも資料が閲覧できるようなシステムの構築に努めます。
- 日之影町の文化・芸術について学ぶ機会を提供し、後継者の育成につなげます。

町民に期待する役割

公民館活動を通じた文化の振興や、地域の文化財を掘り起こす取組に積極的に協力します。





基本目標

2

心身ともに
健やかなまち

基本施策 【2-1】 健康づくり

関連 SDGs

SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS



目指す姿

こどもから高齢者まで、自ら健康づくりに取り組み、元気に地域活動に参加できる長寿のまちを目指します。

■指標と目標値

指 標	単位	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和16年度)
■健康寿命（平均自立期間）の延伸	歳	男性 79.4 女性 84.4	男性 80.0 女性 85.0
■特定健診受診率	%	65.0	70.0
■特定保健指導実施率	%	83.3	85.0

※特定健診受診率・特定保健指導実施率の現状値は令和5年度

■ 施策の展開

● 取組 1) 健康寿命の延伸

- 「私の笑顔がみんなの元気をつくる町 ひのかげ」を目指し、ライフステージに合わせた事業を展開し、町民の健康づくりを支援します。
- 地域での健康づくり活動を推進する関係機関との連携を図り、町民一人ひとりが主体的に取り組む健康づくり活動を展開します。

● 取組 2) 保健予防活動の充実

- 重点3**
- 特定健診及びがん検診受診率向上を目指し、また、各個人に合わせた保健指導の充実を図り、生活習慣病の発症予防と重症化予防に努めます。
 - 妊産婦の健康やこどもの健やかな成長・発達を支援するため健診・保健指導・相談事業を充実します。
 - 西臼杵医療センターと連携して、宮崎県や宮崎大学医学部などの紹介を受けながら、常勤医師の確保に努めていきます。

● 取組 3) 町民の健康管理

- 重点3**
- 妊娠期から学童期、成人期、高齢期と切れ目のない保健事業を展開し、町民の求める医療を適切に提供していくための情報提供や医療・保健・福祉との連携を進めていきます。
 - 健診・医療・介護データの分析を基に保健事業を構築し、町民の健康増進を目指すとともに、医療費の削減にも取り組みます。
 - 心の病気を抱える人やその家族が、必要に応じて関係機関に連絡し、支援を受けられるよう支援します。

● 取組 4) 感染症予防対策の充実

- 重点3**
- 感染症の予防につながる定期予防接種について、個別通知の実施や医療機関との連携により、接種率の向上・維持に努めます。
 - 任意予防接種費用について、効果やニーズを考慮した上で助成を行います。

町民に期待する役割

いつまでも元気に活動できるよう、
若い頃からの健康管理と健康づくりに取り組みます。

基本施策 【2-2】 地域福祉

関連 SDGs



目指す姿

地域住民と多様な主体が協力し、狭間のニーズにも対応できる包括的な支援体制を整備し、誰一人取り残さない地域共生社会の実現を目指します。

指標と目標値

指標	単位	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和16年度)
■ 買い物支援利用者数	人 (注文実人員)	162	200
■ ボランティアセンター活動実績	人 (活動実人員)	475	500

※買い物支援利用者数・ボランティアセンター活動実績の現状値は令和5年度

■ 施策の展開

● 取組 1) 地域福祉の充実と福祉意識の向上

- 重点3** ● 高齢者、障がい者、子どもなど誰もが安心して暮らせる地域づくりを進めます。
- 町民の福祉意識を高め、地域で支え合い、助け合う環境を整えるため、ボランティアや民間福祉活動の担い手を育成し、町民の自主的な地域福祉活動への参加を促進します。
- 重点3** ● 各種団体・事業者などとの連携を密にし、顔の見える関係である「ふれ愛ネットワーク」の活動を今後も推進し、地域の生活課題の共有を図ります。
- 高齢者をはじめ、障がい、子ども、子育て当事者などの世代を超えた地域住民が交流する居場所の一層の充実を図ります。

● 取組 2) 福祉サービスの充実と支援体制の強化

- 町民の社会福祉需要の増大、多様化に柔軟に対応するために在宅福祉サービスの充実を図ります。
- 既存事業の拡充を図り、切れ目のない支援と重層的支援体制の構築を進めます。
- 地域の福祉課題を解決するために、社会福祉協議会の運営基盤の安定化、人材の確保と組織体制の強化に努めます。
- 重点3** ● 地域福祉部門、まちづくり部門などの関係部署、関係機関などと協議を重ね、ICTを活用した町民のニーズに応じるサポートシステムの構築を進めます。

● 取組 3) 福祉人材の育成と体制の強化

- 社会福祉協議会にサポートセンターを設置し、サービスを必要とする人と協力会員を募り、利用者のニーズに応じて調整を行います。
- ボランティア連絡協議会などの活動を支援し、地域福祉活動の担い手となる人材を発掘します。
- 地域の特性を理解し、リーダーシップを発揮できる人材を養成するとともに、それを支えるサポーターの育成を進めます。

● 取組 4) 権利擁護の推進

- 権利擁護に関する事業・制度の周知啓発とニーズの発掘に努め、関係機関が連携・情報共有しながら、町民の権利擁護の促進に努めます。
- 認知症や知的障がい、精神障がいなどで判断能力が低下した人を対象に、日常生活自立支援事業及び法人後見制度の利用促進を図ります。
- 地域包括支援センターを中心に関係機関、関係団体と連携を図り、虐待防止、要介護者の避難援助、孤独・孤立死防止などの権利擁護に努め、誰一人取り残さない支援を推進します。

町民に期待する役割

地域福祉活動に主体的に参加し、
世代を超えた交流を通じて、地域のつながりを深めます。

基本施策 【2-3】 高齢者福祉

関連 SDGs



HINOKAGE PHOTO

目指す姿

高齢者が生涯にわたって尊厳を持ち、心身ともに健康で生きがいを感じながら、自分らしい生活を安心して続けられるまちを目指します。

指標と目標値

指 標	単位	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和16年度)
■ サロンなどの集いの場、配食のお世話をするボランティア数	人	50	70
■ 見守りシステムの設置件数	件	16	30
■ 認知症サポーター養成講座単年度受講率	%	全人口の0.9%に実施	毎年度全人口の3.0%以上に実施
■ 介護・介助は必要ないと感じる割合(介護予防ニーズ調査)	%	80.0	現状を上回る
■ 介護予防のための通いの場に参加していない割合(介護予防ニーズ調査)	%	62.7	55.0

※介護・介助は必要ないと感じる割合・介護予防のための通いの場に参加していない割合の現状値は令和4年度

■ 施策の展開

● 取組 1) 高齢者を支える仕組みづくり

- 高齢者が学び続ける機会や趣味活動を提供し、仲間との交流を通じて生きがいを見つけられるよう支援します。
- 高齢者同士の交流を促進するため、集いの場やカフェなどのコミュニケーションの場を提供します。
- 地域包括支援センターを中心に、住み慣れた地域で安心して心豊かに生活できるよう介護・医療・福祉・保健分野の関係機関と連携し、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組みます。
- 地域包括支援センターと関係機関が連携し、介護保険サービスや高齢者福祉サービスの相談・窓口業務を充実させます。

重点3

- 引き続きICT開発業者などと連携し、一人暮らし高齢者などが安心して在宅生活が送れるよう、ニーズに応じた見守りシステムの改良、新規設置を進めます。
- 地域の福祉課題を解決するために、関係機関、関係部署と連携し、継続的かつ安定的に事業を推進します。

● 取組 2) 介護予防と認知症対策の推進

- 要支援・要介護を受けていない、一人暮らし高齢者などが自立した生活を継続できるよう、また身体機能などの低下を防ぐことを目的に、軽易な日常生活上の支援を行います。
- 既存の介護事業者からの専門的サービスから住民主体による介護予防の取組まで、多様なサービスについて関係機関が連携し体制づくりを進めます。
- 認知症施策事業を通じて、高齢者の見守り体制づくりを進めます。
- 地域での認知症への理解を踏まえ、本人とその家族への支援を充実させます。

● 取組 3) 介護サービスの提供

- 介護支援専門員や介護施設、サービス事業者向けに、資質向上のための研修会を実施し、ケアプランや個別援助計画の作成技術、制度や施策に関する情報提供を行い、医療と介護の連携が図れる介護支援専門員の養成に取り組みます。
- 介護人材の継続的な確保・育成を進めるため、介護人材の確保・育成に取り組む事業所を支援していきます。
- 相談内容を適切に分析し、状態に応じたサービス提供と包括的なケアマネジメントを展開し、給付費の適正化に努めます。

町民に期待する役割

いつまでも住み慣れた地域で暮らせるよう、町民同士が支え合い、生きがいや健康づくりに努め、介護予防に主体的に取り組めます。

基本施策 【2-4】 障がい者福祉

関連 SDGs



目指す姿

障がいの有無にかかわらず、地域で世代や分野を超えたつながりを深め、生きがいのある暮らしを共に育むことで、誰もが安心して暮らせる地域共生社会を実現します。

指標と目標値

指標	単位	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和16年度)
■ 相談支援事業所の相談件数	件 (累計)	335	500
■ グループホーム利用者数	人	6	10
■ 就労継続支援B型事業所における平均工賃	円 (月額)	45,936	50,000

※相談支援事業所の相談件数・就労継続支援B型事業所における平均工賃月額の現状値は令和5年度

■ 施策の展開

● 取組 1) 障がいへの理解・促進

- 障がいに関する教育・啓発活動を推進し、町全体で障がい者への理解と共感を深めるための機会を提供します。
- 障がいについての理解を深める福祉教育を推進します。
- 障がいのある人が社会の中で権利を保障され、差別や偏見を受けることなく自立して生活できるよう、法的支援や相談体制の整備、地域での理解促進に取り組みます。

● 取組 2) 生活支援サービスの充実

- 多様なニーズに対応するため、関係機関と連携して障がい者や高齢者が自立した生活を送れるようにするためのサービス提供・充実に努めます。
- 支援が必要な人々に対して、適切な情報提供と相談窓口を設け、生活支援サービスの利用促進を図ります。
- グループホームの確保など、生活環境の整備に努め、「親亡き後等の問題」解決に向け必要な取組を行います。

● 取組 3) 地域生活移行の推進と就労支援

- 障がいのある人が、その適性に応じて能力を発揮することができるよう、関係機関と連携し体験の場や情報提供に努めます。
- 障がい者の就労機会を増やすために、事業者との連携を強化し、障がい者雇用の促進や職場環境の整備を支援します。
- 就労支援サービスの拡充を図り、障がい者の就職後のフォローアップや職場定着を支援する体制を強化します。

町民に期待する役割

障がいの有無にかかわらず個性を尊重し、社会参加できる環境を整えていくことで、地域共生社会の実現を目指します。





基本目標

3

安全・安心に
暮らせるまち

基本施策
【3-1】
道路・交通網

関連 SDGs



目指す姿

町道や広域交通網の整備と多様な移動サービスの充実により、町民や観光客が便利で快適に移動できる持続可能な交通ネットワークの形成を目指します。

■ 指標と目標値

指標	単位	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和16年度)
■ 高速道路（九州中央自動車道）の事業化率	%	75.6	100
■ 町民の公共交通の年間平均利用頻度	回/人・年	7.4	11
■ 高校への通学手段となる路線バスの平均乗車密度	人	1.8	3

※高速道路（九州中央自動車道）の事業化率の現状値は令和6年4月1日時点

■ 施策の展開

● 取組 1) 町道の整備

- 重点4**
- 整備の遅れている路線を優先的に改善し、町民の生活の利便性を向上させます。
 - 観光地や産業に重要な路線を関係機関と連携し、計画的に整備するとともに、道路の安全性確保と災害予防のため、維持管理を強化します。
 - 橋梁などの重要構造物については定期点検を行い、修繕計画を立てることにより、経済的な維持・補修工法により施設の長寿命化を図ります。

● 取組 2) 国・県道の整備

- 国・県道の改良や維持補修などについては、各管理者及び関係自治体との連携を図り、積極的に進めていきます。

● 取組 3) 高速道路の整備

- 重点4**
- さらなる利便性の確保のため、九州中央自動車道の整備促進、早期全線開通に向けて、官民一体となり取り組みます。
 - 事業化後は、用地取得や町民への説明など必要となる地元との調整を行い、関係機関との連携を密にしながら事業の円滑化を図ります。
 - 開通後は各種産業とも連携し、観光・流通面の利便性の向上を図ります。

● 取組 4) 公共交通体制の確保

- 高齢者や障がい者などの交通弱者が移動しやすい環境を整備し、公共交通機関のバリアフリー化やコミュニティバスなどの充実を図ります。
- 重点4**
- 町民が公共交通を利用しやすくなるよう、運行時間やルートの見直しなど、利用者のニーズに応じたサービスの提供を行います。
- 重点4**
- 広域交通と町内交通を効果的に連携させ、相互に補完し合うことで、町全体として効率的で利用しやすい交通ネットワークを構築します。
- 重点4**
- AI（オンデマンド交通）を活用した多様な移動サービスの導入について検討します。
 - 日之影町地域公共交通計画に掲げる各種施策を着実に取り組みます。

町民に期待する役割

官民一体で高速道路の整備促進運動に取り組むとともに、生活に密着した県道・町道の整備に協力し、公共交通の維持に向けて積極的な利用に努めます。

基本施策 【3-2】 住宅整備

関連 SDGs



目指す姿

住まいの選択肢を広げるために、住宅支援や分譲地確保、空き家対策を進め、子育てから老後まで本町で過ごしたいと思えるまちづくりを目指します。

指標と目標値

指 標	単位	現状値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 16 年度)
■ 町営住宅入居率	%	86.8	95.0

※町営住宅入居率の現状値は令和 6 年 10 月 1 日時点

■ 施策の展開

● 取組 1) 町営住宅の維持・管理

- **重点4** ● 町営住宅については、適正に維持・管理を継続し暮らしやすい住環境を整備します。
- **重点4** ● 既存住宅の居住性の向上・長寿命化につながる改善、耐用年数を経過した老朽化住宅の建て替えなどを推進します。
- 地理的条件などにより住宅として利用率の低い建物については、用途変更し、地域活性化のための施設への転用を検討します。

● 取組 2) 住環境の整備

- 土地の確保を年次計画的に行い、適正な住宅の確保と整備を行います。
- **重点4** ● 高齢化に対応するためのバリアフリー化を進め、若者の定住化を図るため、宅地造成の可能性も視野に入れながら、本町の地理・景観に調和した建物造りを推進します。
- 老朽化している空き家の解体などに対する支援を検討します。

● 取組 3) 民間住宅との連携

- 宅地用地の確保や建設費の一部助成など民間賃貸住宅の建設を促進します。

町民に期待する役割

誰もが安心して暮らせるよう、地域と協力して、
住みやすい住宅の整備や改修、バリアフリー化を進めます。

基本施策 【3-3】 上水道

関連 SDGs



HINOKAGE PHOTO

目指す姿

水道施設の計画的な修繕・改修・更新を行い、町民が安心して暮らせる基盤を整えます。

指標と目標値

指標	単位	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和16年度)
■ 老朽化した管路の更新	km (累計)	11.9	15.0
■ 飲料水給水施設の整備・更新	か所 (累計)	89	100

※飲料水給水施設の整備・更新の現状値は平成22年～令和6年

■ 施策の展開

● 取組 1) 簡易水道の運営

- 簡易水道施設については、補助事業を活用しながら計画的な施設の維持管理・更新を図ります。

重点4 ● 簡易水道施設の運営については、給水人口を踏まえ、水道料金の適正化を進めます。

● 取組 2) 簡易水道以外の施設への対応

- 簡易水道以外の施設については、営農飲雑用水施設整備事業などによる整備を図ります。

重点4 ● 過疎化や高齢化により、地区や個人での管理が困難になっている施設において、地区・個人の意向を確認しながら町単独の補助金を活用し、改修と維持管理を行います。

● 取組 3) 飲料水枯渇・断水対策

- 飲料水の水源等施設を整備するとともに、持続的な運営を支援し、安全・安心な水道・飲料水の確保に努めます。

- 水槽車を活用し、緊急時の断水などに対応します。

- 上水道に関する情報を積極的に提供し、町民への節水意識の重要性を啓発して、地域全体での協力を促進します。

町民に期待する役割

水道料金の納入率向上と節水に努めます。

基本施策 【3-4】 消防・防災

関連 SDGs

SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS



目指す姿

町民一人ひとりが災害に備え、助け合える環境があり、デジタルツールやシステムの活用により、災害情報を迅速かつ的確に取得・共有できる、災害に強い地域社会の構築を目指します。

指標と目標値

指 標	単 位	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和16年度)
■ 消防団員数	人	200	200

■ 施策の展開

● 取組 1) 消防団の充実

- 地域や集落とも協力しながら入団を促進し、消防団員の維持・確保に努めます。
- 女性が消防団に加入しやすい環境を整え、広報活動や説明会を通じて、消防団活動の魅力や役割をアピールし、女性消防団員の増加を目指します。

● 取組 2) 防災拠点及び資機材の整備

- 資機材などの保守点検と計画的な更新とともに、防火水槽や消火栓などの施設の整備に努めます。
- 緊急時・災害時の避難施設について、周辺環境の変化に伴う設置場所の見直しを検討し、避難所運営のあり方についても整備を進めます。
- 災害発生直後の被害状況の確認や通信インフラの代替として、ドローンの導入を検討します。

● 取組 3) 防災・減災対策の充実

- 地域防災計画に基づき、地域の減災に努めます。
- 災害危険箇所調査を実施し、関係機関と連携しながら危険箇所の改修や防災事業などの対策に努めます。
- デジタルツールを活用し、防災情報や有事の際の情報発信に努めます。

● 取組 4) 災害に強い地域づくり

- 西臼杵広域消防や機能別消防団などと災害発生時の連携の強化・整備を図ります。
- 町民に対して防災備蓄の重要性を啓発し、町民一人ひとりの防災意識を高めるとともに、防災訓練の参加や個別避難計画の作成を促進します。
- 自主防災組織の設立・活動を支援します。

町民に期待する役割

家庭備蓄や避難経路の確認などの自助の取組を行うとともに、自主防災組織を結成して避難訓練や消火訓練を行います。

基本施策 【3-5】 交通安全・防犯

関連 SDGs



HINOKAGE PHOTO

目指す姿

交通安全や防犯対策を徹底し、誰もが安心して暮らせる地域社会の実現を目指します。

指標と目標値

指標	単位	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和16年度)
■ 交通事故件数	件	7	0
■ 刑法犯認知件数	件	4	2
■ 消費者セミナー等受講者数	人	45	150

※交通事故件数・刑法犯認知件数の現状値は令和5年度

■ 施策の展開

● 取組 1) 交通安全・防犯施設の整備充実

- 日之影町通学路交通安全プログラムに基づき、関係機関と連携した通学路合同点検を実施します。
- 防犯灯の設置を計画的に推進します。

● 取組 2) 交通安全に関する教育・啓発

- 遠距離通学に対する助成を継続するとともに、スクールバスの安全な運行確保に努めます。
- 免許返納においては個人の意向を尊重し、運転に不安をもつ人へは自主返納への支援、返納しない方には安全運転を少しでも長く続けられるよう支援します。

● 取組 3) 防犯対策と消費者保護の推進

- スクールガードや地域安全組織との連携を強化し、児童・生徒の安全・安心確保に向けた取組を推進します。
- 不審者対策マニュアルによる、各学校における不審者侵入対策、避難訓練などを実施するとともに、児童・生徒及び教職員に対して指導の徹底を図ります。
- より効果的な消費者被害未然防止活動ができるよう、消費者教育を推進します。
- 啓発パンフレットなどの配布を行うとともに町内放送や町広報・デジタルツールなどを活用した啓発活動を行います。

● 取組 4) 誰もが暮らしやすいまちづくり

- 犯罪被害者などが受けた被害を回復・軽減し、生活の再構築を図るとともに、犯罪被害者などを社会全体で支え、町民誰もが安心して暮らすことができる地域社会を実現します。
- 専門的な相談に対応するため、弁護士による無料法律相談を継続して実施します。

町民に期待する役割

町や関係機関が開催する各種セミナーや地域での見守り活動に積極的に参加し、交通安全・防犯に努めます。

基本施策
【3-6】
定住・移住

関連 SDGs



目指す姿

空き家を有効活用し良質な住宅環境を整備することで、幅広い世代の定住・移住を促進し、町全体での生活支援と子育て世帯を応援するまちを目指します。

■ 指標と目標値

指 標	単 位	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和16年度)
■ 子育て世帯の転入世帯数	世帯	5	8
■ 移住相談件数	件	20	50
■ 空き家バンク新規登録件数	件	5	10

■ 施策の展開

● 取組 1) 空き家活用による移住促進

- 空き家の改修支援やサブリース事業の実施により住環境の整備を図ります。

重点4 ● 移住定住ポータルサイトを開設し、移住希望者などへ向けた空き家情報の充実に努めます。

● 取組 2) 相談体制の充実

- 移住相談専用窓口を設置し、専任職員を配置して移住準備期間中のサポート体制を強化します。

- 移住後の地域での暮らしの支援や広域的な相談体制の確立に努めます。

重点4 ● 移住後に安定した生活を送れるよう、移住定住支援コーディネーターと連携した定期的なフォローアップを実施し、問題解決や生活に関するアドバイスを提供します。

町民に期待する役割

地域の魅力を発信し、町民同士の交流を深めることで、
定住や移住を促進します。



基本目標

4

産業がつなぐ
活気のあるまち

基本施策
【4-1】
農林業

関連 SDGs

SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS



目指す姿

町の基幹産業である農林業の振興と農林業生産基盤の強化を進め、DXを活用した持続可能な産業と活力あるまちづくりを目指します。

■指標と目標値

指標	単位	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和16年度)
■ 認証農産物品目数	品	37	80
■ スギコンテナ苗の生産量	本	20,000	80,000
■ 農林業の新規就業者	人 (累計)	4	40

※認証農産物品目数・スギコンテナ苗の生産量・農林業の新規就業者の現状値は令和5年度、目標値は令和15年度

■ 施策の展開

● 取組 1) 農林業振興と後継者育成

- 重点2 ● (株) ひのかげアグリファームや専業農家を受け皿として、新規就農者の育成・確保に努めます。
- 農業経営や生産技術のアドバイザーを育成し、新規就農者のサポートを強化します。
- 農業法人や受託組織の機能を強化し、優良農地の保全に努めます。
- 各種生産組織の活動支援を行い、生産技術の向上による生産・加工・販売を推進します。
- 重点2 ● 森林経営計画に則った森林施業を推進し、健全な森林資源の維持造成と林業経営の安定を図ります。
- 重点2 ● 各種補助事業や森林環境譲与税を活用し、新規就業者の確保及び林業従事者の育成・支援を行います。
- 重点2 ● 有害鳥獣に対して侵入防止資材導入を支援するとともに、個体数の適正化に努め、農林産物の被害防止に努めます。

● 取組 2) 農林業生産基盤の整備

- 地域計画に基づき、担い手への農地集積を促進し、農業の効率化と持続可能性を高めます。
- 物価変動に左右されない安定した生産体制の構築を目指します。
- 重点2 ● スマート農業技術の導入や施設整備を支援し、農作業の省力化と農産物の品質向上・コスト低減など生産性向上を図ります。
- 重点2 ● 耕作道の舗装や狭小な耕作道の拡幅・改良を進め、農作業の機械化と効率化を図ります。
- 農業用水路については、計画的に整備を進め、更新・長寿命化を実施し、用水路の蓋掛けやパイプ化により維持管理の軽減を図ります。
- 未整備の排水路についても整備を進め、災害の防止に努めます。
- 地形に応じたほ場整備や畦畔整備を推進し、農作業の省力化と生産性向上を図ります。
- 重点2 ● 計画的な林道・作業道の整備を行い、林業の生産性向上と森林資源の高度利用を推進します。
- コンテナ苗の生産体制及びICTを活用した作業省力化により、資源循環型林業を推進します。
- 林業経営の核となる森林組合をはじめとする各林業事業体の育成・強化を図ります。

● 取組 3) 農産物の流通と販売

- みどりの食料システム戦略に基づく、有機農業などの環境負荷低減への取組を推進します。
- 認証農産物の普及啓発及び効果的な販売方法を検討し、農産物認証制度の振興を図ります。
- 本町の食文化の伝承と食育・地産地消推進活動を学校や地域で進めます。
- 市場価格の情報収集に努め、生産コストの販売価格への転嫁を目指し、適正な価格形成に努めます。

● 取組 4) 地場産業と6次産業化

- **重点2** ● 各種制度事業を活用した生産基盤の整備により、高品質・安定生産に努め、生産者の安定経営を図ります。
- JAと連携して研修会を開催し、生産技術の向上と販売促進によるブランド化、販売体制の強化を進めます。
- **重点2** ● 新規作物の栽培推進や新商品の開発など、農産物の6次産業化を進め、町内農産物のPRを積極的に行います。

● 取組 5) 地域環境と協働活動

- (株) ひのかげアグリファームや日之影町担い手協議会による農作業受託を推進し、農産物の品質向上と農用地の保全を図り、美しい農村景観の維持に努めます。
- 日本型直接支払制度などを活用し、地域活動や営農活動の支援を行い、多面的機能の維持と地域資源の適切な保全管理を推進します。
- 森林環境譲与税を活用し、道路法面管理の省力化を計画的に実施するとともに、コンテナ苗の生産体制を整備して再造林率の向上に努めます。
- 猟友会と連携し、若年層の技能講習や鳥獣被害対策の意識向上、省力化策を推進します。
- 営農飲雑用水施設や集落道の整備を行い、農村生活環境の改善を図ります。

町民に期待する役割

世界農業遺産の農林業システムを継続し、
地域協働により美しい農村景観を守り続けます。

基本施策
【4-2】
商工業

関連 SDGs

SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS



目指す姿

中小事業者がいきいきとし、未来を切り拓く環境を整え、企業誘致やデジタル技術の活用を進め、地域経済の活性化を目指します。

■ 指標と目標値

指 標	単位	現状値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 16 年度)
■ 新規店舗の開店数	か所 (累計)	2	10

施策の展開

● 取組 1) 魅力ある商店街づくりと事業承継・創業の総合支援

● 商工会と連携し、地域密着型の商業・サービス業の展開を推進します。

重点2 ● 空き店舗の有効活用について広く意見を取り入れ、個性的で魅力ある商店街の形成を目指します。

重点2 ● 商工会、町、県などが連携し、事業承継を推進します。

● 事業承継に係る負担の軽減や事業承継後の経営の円滑化に向けて、承継者のタイプに応じた細やかな支援を検討します。

● 町内での起業や創業を支援するため、関係機関とともに切れ目のない支援体制を構築するとともに、外国人労働者などを含めた多様な人材の確保・受入れ体制の整備を検討します。

● 取組 2) 次世代育成と持続可能な経営基盤強化の推進

重点2 ● 将来の地域経済を支える若手経営者の育成を促進するため、中小企業大学校での研修受講を支援するなど、経営スキルの向上を図ります。

重点2 ● 2050年までのゼロカーボン社会の実現に向け、地域の商工事業者を対象に、施設の省エネルギー化や省エネ設備の導入を支援する施策を展開し、環境負荷の低減を推進します。

● 県や商工会と連携して各種研修会や相談会などを開催し、後継者育成や経営の安定化を図ります。

● 適正な経営管理のため、各種支援制度の周知と活用を促進し、事業者の経営体質・基盤を強化します。

● 取組 3) 農林業や観光との連携強化

● 農林業と連携し、6次産業化を通じて、新商品開発や観光サービスを検討し、一体的な振興を図ります。

重点2 ● 6次産業化に係るニーズの把握及び支援体制の検討を行い、地域の農林業と商業・サービス業の連携を強化します。

重点2 ● 道の駅青雲橋などの観光交流拠点施設と連携したイベントを支援し観光振興を図ります。

● 取組 4) 企業誘致と新たな地域づくり

重点2 ● 県や近隣自治体、関係機関と連携して企業誘致を進めます。

● 中央地区への人の流れを創出するため、旧役場跡地などの利活用を促進します。

重点2 ● 廃校跡地など遊休施設の活用について企業への働きかけを強化します。

町民に期待する役割

地域一体となって地元事業者を支え、商工業を盛り上げます。

基本施策
【4-3】
観光

関連 SDGs

SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS



目指す姿

地域資源を守り活用しながら日之影ならではの観光スタイルを確立し、魅力的な観光地を目指します。

指標と目標値

指標	単位	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和16年度)
■観光客数	人	389,916	500,000
■関係人口数	人	169	200

※観光客数・関係人口数の現状値は令和5年度

施策の展開

● 取組 1) 組織の育成強化

- 重点2**
- 観光協会など民間主体の活動を支援し、さらなる観光振興を図ります。
 - 観光施設の運営体制について、運営形態の変更も含む包括的な検討を行い、施設管理の最適化を図ります。

● 取組 2) 観光・交流資源の開発と整備

- 重点2**
- 関係団体と連携しながら、ワーケーションや地域資源の掘り起こしなどコンテンツ造成に取り組みます。
 - 老朽化した観光施設に対して計画的な修繕を行い、官民連携事業の活用など効果的な維持管理に努めます。
- 重点2**
- 有形文化財をはじめ町内の各種文化財を観光資源として活用するにあたり、関係機関と連携しながら必要な整備に取り組みます。

● 取組 3) PR活動の強化

- 観光協会などと連携し、新たな観光資源の発掘と魅力向上につながる情報の発信を行います。
- 重点2**
- 特産品の販促や開発については、地場産品を活かした商品開発の取組を支援します。

● 取組 4) 広域観光の取組

- 広域自治体・団体が密に連携を取りながら、様々なツールを活用して広域観光の魅力を継続的に発信し、効果的な誘客を図ります。

町民に期待する役割

観光イベントなどへの積極的な参加により、
町民が主体となって町の活性化に努めます。

基本施策
【4-4】
伝統産業

関連 SDGs



HINOKAGE PHOTO

目指す姿

伝統産業の技術や知識を次世代に継承しつつ、現代のニーズに応じた革新を進めることで、日之影の特色を活かした持続可能な産業基盤の確立を目指します。

■ 指標と目標値

指 標	単 位	現状値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 16 年度)
■ イベントなどによる普及活動実施数	回	1	5

■ 施策の展開

● 取組 1) 伝統技術・知識の継承

- 伝統産業の技術や知識が次世代に確実に引き継がれるよう、後継者の育成及び従事者の維持・確保を図ります。
- 伝統産業のPRや体験の機会を提供し、より身近に感じてもらうことで興味・関心を促し、新たな担い手の確保を目指します。

● 取組 2) 観光との連携強化

- 重点2**
- 体験活動を観光プログラムに組み込むなど、地域観光と連携させることで、伝統産業・文化の魅力発信、観光振興を促進します。
 - SNSやウェブサイトを通じて体験プログラムを広く発信し、伝統産業の認知度向上、観光客への興味関心につなげます。

町民に期待する役割

伝統産業を守り育て、次世代へ伝えていきます。





基本目標

5

自然を守り

育むまち

基本施策

【5-1】

環境保全・景観整備

関連 SDGs

SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS



目指す姿

資源保護と活用を通じて自然との共生を図り、次世代へ恵み豊かな生活をつなげることを目指します。

指標と目標値

指標	単位	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和16年度)
■ 森林セラピーの年間利用者数	人	640	1,000
■ 自然環境を保護し、里山を大切にしたい豊かな自然のまち（町民アンケート調査）	%	50.2	55.0

※森林セラピーの年間利用者数の現状値は令和5年度

■ 施策の展開

● 取組 1) 豊かな森林・水資源の保全

- ゼロカーボンシティへの取組を推進し、生態系の保全や持続可能な自然の利活用を図りながら、町内の自然環境の保全に努めます。
- 町内を流れる五ヶ瀬川などの自然環境に配慮した保全を進め、河川水産資源の保護と増殖を図り、水と親しむことができる環境を整備します。
- 雄大な自然を計画的に保全・育成し、貴重な動植物や良好な景観を後世に引き継ぐため、樹木の植樹や森林資源の保護を積極的に行い、荒廃地化防止に努めます。

● 取組 2) 豊かな自然や資源を活かした景観づくり

重点3

- 周辺景観に配慮した道路の整備や建物などの形態及び色彩の誘導を実施します。
- 道の駅青雲橋や日之影温泉駅などの交流拠点施設の魅力的な景観整備を推進します。
- 石垣の村「戸川」をはじめとする歴史的建造物や史跡の保全とともに見立溪谷、傾山などの景勝地の良好な景観形成を推進します。

● 取組 3) 豊かな自然を守るための啓発活動

重点3

- 『祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク』の活動を推進するとともに、世界農業遺産の啓発を行います。
- 学校や地域でのワークショップや体験学習を通じて、子どもたちに生物の多様性や環境保護の重要性を教え、自然との関わりを深める機会を提供します。

● 取組 4) 森林セラピーの推進

重点3

- 森林を活かした心身の癒しと健康づくりを推進します。
- 保養協定団体との新たな連携を検討します。
- 各種団体と連携し、地域の文化や農作業体験、農家民泊、ワーケーションと連動したツアー商品などの開発を推進します。
- 各種団体における人材育成と団体間の連携を強化するために必要な支援を行います。

● 取組 5) 既存施設などの利活用

重点3

- 癒しの森運動公園などの既存の施設の整備・改修により、町民のスポーツ・レクリエーション、憩いの場としての利活用を推進し、地域活性化につなげます。

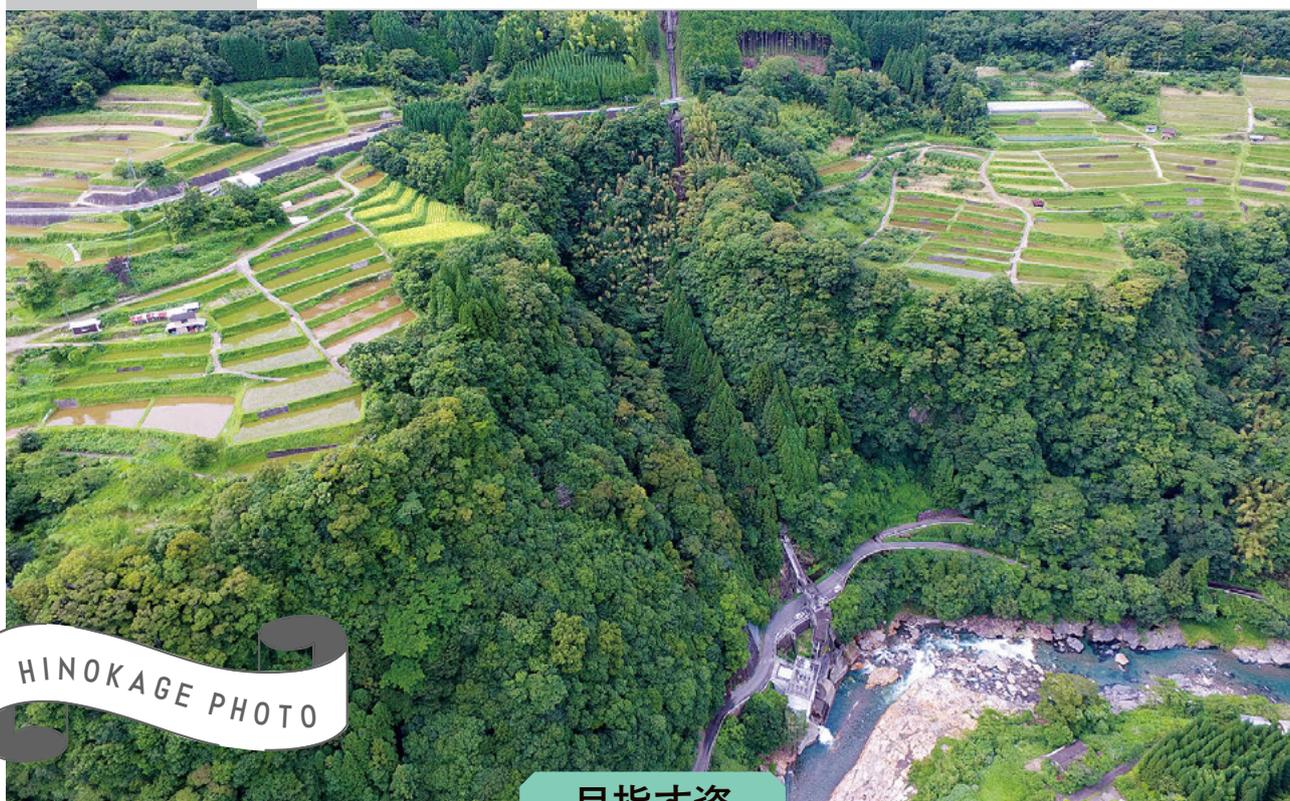
町民に期待する役割

豊かな自然環境を未来につなぐため、地域環境保全に努めます。

基本施策
【5-2】
循環型社会

関連 SDGs

SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS



目指す姿

町民、事業者、行政などが連携し、生活環境の改善とゼロカーボンシティの実現を進めることで、持続可能な社会を次世代へ引き継ぐことを目指します。

指標と目標値

指標	単位	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和16年度)
生活処理水処理率	%	71.4	80.0
温室効果ガス排出量	t-CO ₂	24,408	50.0%以上削減
再生可能エネルギー発電電力量	MWh/年	2,185	9,043

※生活処理水処理率の現状値は令和元年度、温室効果ガス排出量の現状値は令和2年度、目標値は令和12年度、再生可能エネルギー発電電力量の現状値は令和5年度

■ 施策の展開

● 取組 1) 再生可能エネルギーの導入

- 重点4**
- 導入可能なエネルギーについて、引き続き、導入企業や法人の誘致をおこない、持続可能なまちづくりへの環境づくりを進めます。
 - 導入後の維持や各資源の利用など様々な支援を実施します。
 - 公共施設などへの率先的な再生可能エネルギーの導入を進めるとともに、町内への再生可能エネルギーの導入・活用の推進を図ります。
 - 日之影町地球温暖化対策実行計画に掲げる各種施策を着実に取り組みます。

● 取組 2) 持続可能な地域の実現に向けた町民の意識向上

- 脱炭素社会の実現に向けて地域全体で取り組めるよう、町民・事業者へ学習できる機会を提供します。
 - 町民が参加できる環境保全活動を定期的に開催し、ごみの分別やリサイクルの重要性、資源の無駄遣いを減らすための意識を高めます。
- 重点4**
- 持続可能なライフスタイルやリサイクル方法に関する情報を提供するウェブサイトやパンフレットの整備を通じて町民の意識向上を図ります。

● 取組 3) 生活環境改善への支援

- ごみ量に合わせた収集体制の確立、分別収集、リサイクルシステムの確立により、ごみの減量化、再資源化を図ります。
 - 町民の美化意識の向上と、ごみ排出量の抑制、生活排水改善対策などの啓発活動を推進していきます。
- 重点4**
- 合併処理浄化槽の普及事業を推進していくとともに、適切な維持管理などの指導を行います。
 - 大人地区の農業集落排水施設については、農業集落排水事業最適整備構想に基づき、施設の補修を行い、長寿命化を図ります。

町民に期待する役割

「ゼロカーボンシティ」の実現に向けて、町民と地域が一体となり、地球温暖化対策に取り組みます。

基本施策
【5-3】
水源の里集落

関連 SDGs



目指す姿

過疎・高齢化に伴う集落の機能低下に対応するため、町民が関係機関と協力しながら主体的に集落づくりに取り組むことを目指します。

指標と目標値

指 標	単 位	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和16年度)
■ 住んでいる集落に住み続けたいか (町民アンケート調査)	%	66.6	72.5

※住んでいる集落に住み続けたいかの現状値は令和5年度

■ 施策の展開

● 取組 1) 水源の里活性化対策推進協議会事業

- 本町の水源地域に住む町民の意向を尊重し、「日之影町水源の里振興条例」の理念を踏まえた柔軟な組織による持続可能な集落づくりを進めます。
 - 「いきいき集落」認定地域や活力低下が懸念される集落の活性化を支援し、集落間の連携による地域おこしを推進します。
- 重点3** ● 集落の維持機能を支えるために、過疎化・高齢化に必要な支援や水源の里条例などの見直しを検討します。

● 取組 2) 外部人材を活用した集落機能維持体制の整備

- 重点3** ● 地域住民が自らの課題解決に取り組むため、集落支援員を設置し、行政と集落の協働を促進します。
- 重点3** ● 水源の里集落の生活環境整備や自然環境・景観保護を目的に「水源の里支援隊」を設置し、地域住民と連携して活動します。
- 重点3** ● 「地域おこし協力隊」などの外部人材と連携し、集落機能の維持と地域資源を活用した集落振興を進めます。
- 水源の里支援隊を確保するために、広報活動の実施や研修への参加を促し、地域内外の人材やボランティアとの連携強化に努めます。

● 取組 3) 全国組織への参画

- 全国水源の里連絡協議会や全国小さくても輝く自治体フォーラムなどの全国組織へ参画することにより、参画団体との連携、情報交換、組織を通じた情報発信を推進します。

町民に期待する役割

地域住民と助け合いながら、自分たちの集落を守り続け、次世代へつなげていきます。





基本目標

6

協働の輪が
広がるまち

基本施策
【6-1】
参画・協働

関連 SDGs



目指す姿

こどもから高齢者までが主体的に参加する協働のまちづくりを進め、町外に転出しても戻りたくなるような魅力的な町を目指します。

■指標と目標値

指 標	単 位	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和16年度)
■ 町民の交流を目的とした イベントの年間開催数	回	8	8

■ 施策の展開

● 取組 1) 町民と行政の連携によるまちづくり

- 各種政策について、計画段階から町民の参画を促し、町民と行政が連携し、効率的・効果的な行政運営に努めます。

重点3

- 町民の取組やイベントの情報を広く伝えるための広報活動を行い、町民がまちづくりに参加しやすい環境づくりを進めます。

● 取組 2) 住民団体による活動の支援

- 公民館や地域づくり活動団体、ボランティア団体などが、より活発に活動できるよう支援を行います。
- 町民や各種団体などと連携したネットワークを構築し、地域の問題の解決に努めます。

● 取組 3) 人材の育成

- 『まちづくりを担う意識の啓発を図るとともに、関係団体と連携しながら、人材の育成に努めます。』
- 地域のリーダーやボランティアに対する講座や研修を行い、協働の意識醸成を図ります。

町民に期待する役割

町民が主体となって、共に地域づくりを進めていきます。

基本施策
【6-2】

地域コミュニティ

関連 SDGs



目指す姿

地域の連携や郷土意識の継承を通じて、魅力あるコミュニティの形成を進め、コミュニティ活動の拡充と活性化を支援することを目指します。

指標と目標値

指標	単位	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和16年度)
■ 自治公民館数	公民館	40	40

■ 施策の展開

● 取組 1) 地域コミュニティの活性化

● 自治公民館長研修会などへの積極的な参加を促すとともに、地域リーダーの育成を図ります。

重点4 ● 集落支援員制度を活用した、町外からの人材確保も視野に入れ、地域の担い手の確保に努めます。

重点3 ● 町民が交流できる地域イベントなどを開催し、コミュニティを活性化します。

● 取組 2) 地域の活性化や地域資源を活用する団体への支援

重点3 ● 地区の特徴を活用し、町民が中心となり将来の構想をもって自ら実践するまちづくり活動を行う団体などの事業を促進します。

町民に期待する役割

公民館活動などに積極的に参加し、
地域コミュニティの活性化を図ります。

基本施策

【6-3】

人権尊重・男女共同参画

関連 SDGs



HINOKAGE PHOTO

目指す姿

性別にとらわれず、誰もが自分らしさを尊重される中で平等に参画し、活力あるまちづくりを進めるとともに、差別のない平和で豊かな地域社会を実現することを目指します。

■指標と目標値

指 標	単 位	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和16年度)
■ 日之影町いきいき女性アドバイザー「麦つつじの会」	人	3	5
■ 町の審議会の女性登用人数	人	32	32

■ 施策の展開

● 取組 1) 人権教育・啓発の推進

- 性別に関係なく、一人ひとりが尊重され、安心して生きられる社会の実現を目指し、周知・啓発活動に取り組みます。
- 家庭や職場・学校・地域社会において、SNSやインターネット利用のルールやマナーに関する人権教育及び啓発を実施します。
- 講師を招いての人権・同和問題の講習会を実施します。
- 家庭や職場、地域社会において、人権が尊重される地域づくりの核となる人材(人権サポーター) 養成に努めます。

● 取組 2) 男女共同参画の推進

- 性別にとらわれず、町民一人ひとりがあらゆる分野において参画できる「男女共同参画」の実現に向けて、広報・啓発活動に取り組みます。
- 家庭や学校、職場、地域社会で男女が互いに支え合い、いきいきと暮らせるよう、就業環境の整備や仕事と生活の調和を図り、地域社会における男女共同参画を推進します。
- 関係機関や企業、地域社会との連携を強化し、性別関係なく自らの可能性を発揮し、社会や職場で活躍できる環境づくりを支援します。
- 町の審議会などにおいて、女性の積極的な登用を図ります。

重点 1

- 男女がともに仕事と生活を両立できる「ワーク・ライフ・バランス」の推進に努めます。

町民に期待する役割

すべての人が互いに尊重し合い、
安心して生活できる環境づくりを進めます。

基本施策 【6-4】 行政経営

関連 SDGs



目指す姿

町の経営資源を最大限に活用し、デジタル化を進めながら効率的で質の高い行政サービスを提供し、健全な財政運営と行政改革を推進します。

指標と目標値

指標	単位	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和16年度)
■ 起債残高	百万円	6,766	減少

■ 施策の展開

● 取組 1) 財政の健全運営

- 財政健全化法などの財政運営に係る各種指標に留意しながら、国・県の補助事業の有効活用、起債事業の有効活用を図り、健全な財政運営に努めます。

● 取組 2) 職員能力向上とデジタル対応の強化

- 地方分権の進展や高齢化の進行など社会環境の変化に対応するため、職員と組織の能力を同時に向上させる計画的な研修を実施します。
- 急速に発展するデジタル化社会に対応するため、職員のデジタルリテラシーの向上のみならず、DX推進リーダーの育成を図り、DXを推進する人材を確保します。
- 高度な専門知識をもつ人材を確保するため、外部人材の任用を検討します。

● 取組 3) 効果的な事業実施

- 多様化する町民ニーズに対応するため、行政の役割を見直し、効率的・効果的な行政運営への適切な理解が図られるよう効果的な事業を実施します。

● 取組 4) 行政業務の効率化

- デジタルツールを活用することで、業務プロセスを見直し、事務の省力化を図り、人的資源を行政サービスのさらなる向上につなげます。
- 事務の効率化やコスト削減のため、行政手続きや文書管理におけるペーパーレス化を図ります。

町民に期待する役割

行政経営に協力し、地域の施策や活動に参加して、
より良い地域づくりに貢献していきます。

基本施策 【6-5】 情報化社会

関連 SDGs



HINOKAGE PHOTO

目指す姿

デジタル技術を活用し町民の利便性を向上させるとともに、情報社会の広がりに伴い町民自身が積極的にデジタルサービスを活用できる地域社会の形成を目指します。

指標と目標値

指 標	単 位	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和16年度)
■ マイナンバーカード保有率	%	80.9	87.0
■ 情報配信アプリのアカウント保有率	%	0	70.0

※マイナンバーカード保有率の現状値は令和6年5月1日時点

■ 施策の展開

● 取組 1) デジタル環境整備による地域活性化

- DXの推進により本町の地域活性化に努めます。

- **重点4** ● 地域情報の共有化とコミュニケーションの活性化を図り、地域全体の情報化を進めます。
- 次世代を担うこどもたちの教育の充実と地域産業の活性化に役立てる施策を推進します。
- **重点3** ● 情報配信サービスプラットフォームを構築し、福祉、健康、子育て、教育などのデジタルサービスを町民すべてが享受できる環境を整備します。

● 取組 2) 行政サービスのデジタル化

- 町ホームページ、ひのかげデータ放送、町公式SNSなどを活用し、情報発信の充実と多様化を図ります。
- 情報システムの最適化を図り、行政手続きのデジタル化を進め、行政サービスの簡略化を目指します。

● 取組 3) デジタル基盤の強化

- デジタル技術の活用を推進するために、ICTスキルをもつ人材を育成し、地域全体のデジタルリテラシーを向上させます。
- 公共施設などにおける公衆無線LANシステムの拡充、地域のICT人材の育成及び地域サポート体制の充実を図ります。
- 通信設備の適切な管理・更新を行うとともに、大規模災害時においても行政機能・活動を継続するため、情報通信部門の業務継続計画（ICT-BCP）の策定を行います。

● 取組 4) 個人情報の保護

- デジタルサービスの提供に伴い、個人情報の適切な管理と保護を徹底し、安心してサービスを利用できる環境を確保します。
- 日之影町情報セキュリティポリシーを定期的に見直し、必要に応じて物理的、技術的、人的セキュリティ対策を実施し、個人情報の保護に努めます。

町民に期待する役割

生活の様々な場面でデジタルサービスの積極的な活用を推進します。



資料編

HINOKAGE MASTER PLAN

2025 ▶ 2034

1

数値目標・KPI・指標一覧表

(1) 重点目標における目標指標及びKPI

	指標	単位	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和16年度)
■ 重点目標1 こどもの育ちを応援するまち				
目標指標	合計特殊出生率	-	1.96	1.96
KPI	こども家庭センターの相談件数	件	235	500
	全国学力状況調査における 全国平均以上の科目数比率	%	75.0	80.0
	生涯学習講座への登録者数 (生涯にわたり学ぶ機会への参加)	人	299	300
■ 重点目標2 地域資源を活かし、豊かなまち				
目標指標	関係人口数	人	169	200
KPI	認証農産物品目数	品	37	80
	新規店舗の開店数	か所(累計)	2	10
	観光客数	人	389,916	500,000
■ 重点目標3 住む喜びを実感できるまち				
目標指標	健康寿命(平均自立期間)の延伸	歳	男性 79.4 女性 84.4	男性 80.0 女性 85.0
KPI	特定健診受診率	%	65.0	70.0
	買い物支援利用者数	人(注文実人員)	162	200
	森林セラピーの年間利用者数	人	640	1,000
■ 重点目標4 誰もが安心して生涯を過ごせるまち				
目標指標	子育て世帯の転入世帯数	世帯	5	8
KPI	町営住宅入居率	%	86.8	95.0
	移住相談件数	件	20	50
	空き家バンク新規登録件数	件	5	10

(2) 基本計画における数値目標

	指標	単位	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和16年度)
■ 基本目標1 人々の未来を育てるまち				
1 子育て支援	合計特殊出生率	-	1.96	1.96
	乳幼児健診受診率	%	100	100
	こども家庭センターの相談件数	件	235	500
2 学校教育	全国学力状況調査における 全国平均以上の科目数比率	%	75.0	80.0
3 社会教育	生涯学習講座への登録者数 (生涯にわたり学ぶ機会への参加)	人	299	300
4 スポーツ活動	町スポーツ協会の登録者数	人	250	250
5 文化・芸術活動	町主催の文化関連イベント数	回	3	3
■ 基本目標2 心身ともに健やかなまち				
1 健康づくり	健康寿命（平均自立期間）の延伸	歳	男性 79.4 女性 84.4	男性 80.0 女性 85.0
	特定健診受診率	%	65.0	70.0
	特定保健指導実施率	%	83.3	85.0
2 地域福祉	買い物支援利用者数	人（注文実人員）	162	200
	ボランティアセンター活動実績	人（活動実人員）	475	500
3 高齢者福祉	サロンなどの集いの場、 配食のお世話をするボランティア数	人	50	70
	見守りシステムの設置件数	件	16	30
	認知症サポーター養成講座単年度受講率	%	全人口の 0.9%に実施	毎年度全人口の 3.0%以上に実施
	介護・介助は必要ないと感じる割合 (介護予防ニーズ調査)	%	80.0	現状を上回る
	介護予防のための通いの場に 参加していない割合（介護予防ニーズ調査）	%	62.7	55.0
4 障がい者福祉	相談支援事業所の相談件数	件（累計）	335	500
	グループホーム利用者数	人	6	10
	就労継続支援B型事業所における平均工賃	円（月額）	45,936	50,000

	指標	単位	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和16年度)
■基本目標3 安全・安心に暮らせるまち				
1 道路・交通網	高速道路（九州中央自動車道）の事業化率	%	75.6	100
	町民の公共交通の年間平均利用頻度	回/人・年	7.4	11
	高校への通学手段となる 路線バスの平均乗車密度	人	1.8	3
2 住宅整備	町営住宅入居率	%	86.8	95.0
3 上水道	老朽化した管路の更新	km(累計)	11.9	15.0
	飲料水給水施設の整備・更新	か所(累計)	89	100
4 消防・防災	消防団員数	人	200	200
5 交通安全・防犯	交通事故件数	件	7	0
	刑法犯認知件数	件	4	2
	消費者セミナー等受講者数	人	45	150
6 定住・移住	子育て世帯の転入世帯数	世帯	5	8
	移住相談件数	件	20	50
	空き家バンク新規登録件数	件	5	10
■基本目標4 産業がつなぐ活気のあるまち				
1 農林業	認証農産物品目数	品	37	80
	スギコンテナ苗の生産量	本	20,000	80,000
	農林業の新規就業者	人(累計)	4	40
2 商工業	新規店舗の開店数	か所(累計)	2	10
3 観光	観光客数	人	389,916	500,000
	関係人口数	人	169	200
4 伝統産業	イベントなどによる普及活動実施数	回	1	5
■基本目標5 自然を守り育むまち				
1 環境保全・ 景観整備	森林セラピーの年間利用者数	人	640	1,000
	自然環境を保護し、里山を大切に した豊かな自然のまち（町民アンケート調査）	%	50.2	55.0
2 循環型社会	生活処理水処理率	%	71.4	80.0
	温室効果ガス排出量	t-CO ₂	24,408	50.0%以上削減
	再生可能エネルギー発電電力量	MWh/年	2,185	9,043
3 水源の里集落	住んでいる集落に住み続けたいか （町民アンケート調査）	%	66.6	72.5
■基本目標6 協働の輪が広がるまち				
1 参画・協働	町民の交流を目的とした イベントの年間開催数	回	8	8
2 地域コミュニティ	自治公民館数	公民館	40	40
3 人権尊重・ 男女共同参画	日之影町いきいき女性アドバイザー 「麦つつじの会」	人	3	5
	町の審議会の女性登用人数	人	32	32
4 行政経営	起債残高	百万円	6,766	減少
5 情報化社会	マイナンバーカード保有率	%	80.9	87.0
	情報配信アプリのアカウント保有率	%	0	70.0

2

SDGs 一覧表

目標	施策	1 貧困をなくそう	2 飢餓をゼロに	3 すべての人に健康と福祉を	4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を実現しよう	6 安全な水とトイレを世界中に
基本目標 1	1 子育て支援	○		○			
	2 学校教育	○		○	○	○	
	3 生涯学習			○	○		
	4 スポーツ活動			○	○		
	5 文化・芸術活動				○		
基本目標 2	1 健康づくり	○	○	○			
	2 地域福祉	○		○			
	3 高齢者福祉			○			
	4 障がい者福祉			○	○		
基本目標 3	1 道路・交通網						
	2 住宅整備	○					
	3 上水道						○
	4 消防・防災						
	5 交通安全・防犯						
	6 定住・移住						
基本目標 4	1 農林業		○				
	2 商工業		○				
	3 観光		○				
	4 伝統産業						
基本目標 5	1 環境保全・景観整備						
	2 循環型社会						
	3 水源の里集落						
基本目標 6	1 参画・協働						
	2 地域コミュニティ						
	3 人権尊重・男女共同参画				○	○	
	4 行政経営						
	5 情報化社会						

	7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに	8 働きがいも 経済成長も	9 産業と技術革新の 基盤をつくろう	10 人や国の不平等 をなくそう	11 住み続けられる まちづくりを	12 つくる責任 つかう責任	13 気候変動に 具体的な対策を	14 海の豊かさを 守ろう	15 陸の豊かさも 守ろう	16 平和と公正を すべての人に	17 パートナーシップで 目標を達成しよう
				○	○					○	○
				○	○					○	
					○						
					○						
				○						○	
				○	○					○	
				○	○						
				○	○						
			○	○							
					○						
					○						
					○						
			○	○							
		○	○		○				○	○	
		○	○		○				○		
		○	○		○				○		
		○	○		○	○					
	○				○	○	○	○	○		
					○						
					○						
				○						○	
			○							○	○
			○		○						

資料編

3

用語集

五十音	用語	解説	該当ページ
あ行	空き家バンク	売買や賃貸を希望する空き家・空き地の物件をもっている人から、物件情報を提供・登録していただき、ウェブサイトを通じて公開し、町への移住を希望されている方などへの物件情報や地域の情報を提供し、物件所有者と購入などを希望される方との橋渡しを行う仕組みのこと。	72
	R P A	Robotics Process Automation の略で、パソコン画面操作の自動化や蓄積されたデータの整理や分析などロボットによる業務自動化のこと。	37
	A I	Artificial Intelligence の略。人工知能のこと。	7
	いきいき集落	宮崎県が認定している、集落の活性化について、集落住民自らが考え、行動するという意識の醸成を図るとともに、住民の主体的で意欲的な集落づくりの取組を促進し、中山間地域の活性化を図っている集落のこと。	93
	オンデマンド交通	地域特性や一人ひとりの移動ニーズに合わせて少数の移動を担うサービスのこと。	63
か行	カーボンニュートラル	二酸化炭素をはじめとする人為的な温室効果ガスの「排出量」から、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすること。	7
	関係人口	地域外に住んでいても、交流や支援、活動を通じてその地域に貢献している人々のこと。	28
	観光客数	観光地や地域を訪れた観光客の延べ人数のこと。	29
	グリーン成長戦略	カーボンニュートラル実現のために国が行う産業政策のこと。	7
	ケアプラン	介護サービスの利用内容を詳しく記載した計画書のこと。	57
	ケアマネジメント	利用者の状況やニーズを踏まえた個別のケアプランを策定し、適切なサービスを提供するための調整や連携を行うこと。	57
	K P I	Key Performance Indicator の略で、重要業績評価指標と訳され、目標達成の進捗を測るための定量的な指標のこと。	27
	健康寿命	健康状態を表す健康指標の一つで、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間のこと。	30
	合計特殊出生率	その年次の15歳～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性がその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときのこどもの数に相当する。	26
	こども家庭センター	児童及び妊産婦の福祉及び母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うことを目的とする施設のこと。	27
さ行	再生可能エネルギー	有限な資源である化石エネルギーとは違い、太陽光や風力、地熱といった自然界に常に存在するエネルギーのこと。	33
	サブリース事業	不動産のオーナー（貸主）から一括して物件を借り受け、その物件を第三者（借主）に転貸する事業のこと。	73
	集落支援員	地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウ・知見を有した方を地方自治体が委嘱して、市町村職員と連携し、集落への「目配り」として集落の巡回、状況把握などを行う人材のこと。	93
	循環型社会	廃棄物などの発生抑制、循環資源の循環的な利用及び適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会のこと。	2
	森林セラピー	森を楽しみながらこころと身体健康維持・増進、病気の予防を行うことを目指した、科学的な証拠に裏付けされた森林浴のこと。	10

五十音	用語	解説	該当ページ
	水源の里	過疎・高齢化が著しく、このままでは消滅可能性もある限界集落のこと。	25
	スギコンテナ苗	スギの苗木を専用のコンテナ（容器）を用いて育てる方法で生産された苗木のこと。主に森林再生や植林事業で利用される。	76
	スマート農業	ICTや先進技術を農業に導入することで、農業の生産性を高め、資源の効率的な使用や環境への影響を最小限に抑える農業の形態のこと。	77
	ゼロカーボン	温室効果ガスの排出を「排出量」から「吸収量」を差し引き、全体としてゼロにすること。	81
	ゼロカーボンシティ	環境省が提唱する、2050年に向けてCO ₂ 排出量を実質ゼロにするために取り組むことを表明した自治体のこと。	89
	総合型スポーツクラブ	人々が、身近な地域でスポーツに親しむことのできる新しいタイプのスポーツクラブで、こどもから高齢者まで(多世代)、様々なスポーツを愛好する人々が(多種目)、初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる(多志向)、という特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブのこと。	43
	society5.0	サイバー空間とフィジカル(現実)空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会のこと。これまでの社会は狩猟社会(Society1.0)、農耕社会(Society2.0)、工業社会(Society3.0)、情報社会(Society4.0)と表される。	7
た行	脱炭素	地球温暖化の原因となる温室効果ガスである二酸化炭素の排出量をゼロにしようという取組。	2
	DX	Digital Transformation(デジタルトランスフォーメーション)の略で、デジタル技術を用いることで、生活やビジネスが変容していくこと。	7
	ドローン	無人で遠隔操作で飛行できる機体のこと。	69
な行	日本型直接支払制度	農業の多面的機能の維持・発揮に対して、農地維持支払、資源向上支払、中山間地域等直接支払、環境保全型農業直接支援の4つの支援項目を設けた制度のこと。	78
ま行	三毛入野命	日本の初代天皇の兄で、荒海で亡くなったという日本書紀と対照的に、高千穂では帰還して鬼八と戦い退治したと伝えられる、古代日本の皇族。	19
	みどりの食料システム	持続可能な農業と食料システムを推進するための総合的なアプローチのこと。環境への影響を減らしつつ、食料安全保障と農業の持続可能性を高めること。	77
	見守りシステム	センサーやカメラを使って高齢者の活動や健康状態を遠隔でモニタリングし、異常を検知した際に介護スタッフに通知するシステムのこと。	56
は行	ペーパーレス	書類や帳票などの紙を使わず、タブレット、スマートフォンなどの電子的な手段でデータや情報を管理・処理すること。	103
	ボルダリング	ロッククライミングの一種で、比較的低い岩や人工の壁を使って、道具(ロープやハーネスなど)を使わずに登るスポーツのこと。	10
ら行	6次産業化	1次産業としての農林漁業、2次産業としての製造などの加工、3次産業としての流通・販売を総合的かつ一体的に推進し、新たな付加価値を生み出す取組のこと。	28
わ行	ワーク・ライフ・バランス	仕事と生活の調和の意味。仕事や生活の時間をバランスよく配分し、充実させること。	101
	ワーケーション	Work(仕事)とVacation(休暇)を組み合わせた造語で、余暇主体と仕事主体の2つのパターンがあり、いずれもテレワークなどを活用し、普段の職場や自宅とは異なる場所で仕事をしつつ、自分の時間も過ごすこと。	83

4

策定経過

日 程	内 容
令和5年8月1日～9月8日	アンケート調査の実施 ・町民（16歳以上の方）・役場職員 2,581人回答 ・児童生徒（小学4～6年生・中学1～3年生）144人回答
令和6年3月26日	団体懇談会（関係団体・町民）
令和6年4月24日	第1回審議会 ・諮問 ・計画の概要について ・策定スケジュールについて ・アンケート調査報告について ・基本構想について
令和6年7月30日	第2回審議会 ・基本構想の検討（将来像の検討）について ・将来人口について
令和6年9月11日、20日、30日	各課ヒアリングの実施
令和6年11月15日	総合計画ニュースレターの発行（町広報）
令和6年11月28日	第3回審議会 ・基本計画の検討について ・総合戦略の検討について
令和6年12月11日～12月24日	パブリックコメントの実施
令和7年1月9日～1月17日	日之影町地域創生推進協議会への意見募集
令和7年1月21日	第4回審議会 ・計画の承認 ・答申
令和7年3月19日	日之影町議会での議決
令和7年3月31日	第6次日之影町長期総合計画策定

調査の概要

アンケート（町民用）	
調査対象者	町内在住の16歳以上の方
調査期間	令和5年8月1日（火）～8月25日（金）
調査方法	職員による配布・回収による本人記入方式またはWEB回答
配布数	2,745件
有効回収率	89.5%（有効回収数 2,456件）
アンケート（職員）	
調査対象者	役場職員（病院職員含）
調査期間	令和5年8月1日（火）～8月25日（金）
調査方法	職員による配布・回収による本人記入方式またはWEB回答
配布数	127件
有効回収率	98.4%（有効回収数 125件）
アンケート（小学生・中学生）	
調査対象者	町内在住の小学生（4～6年生）・中学生（1～3年生）
調査期間	令和5年8月28日（月）～9月8日（金）
調査方法	学校配布・回収による本人記入方式
配布数	150件
有効回収率	96.0%（有効回収数 144件）
団体懇談会（関係団体）	
対象	日之影町にある事業者及び関係団体の代表者
日時	令和6年3月26日（火）
参加者	11団体
内容	【みんなで知るまちのこと、考えるこれからのまちのこと】 ・現行計画期間中の町の取組や自分たちの団体での取組を共有し、これから力をいれてほしい分野について意見を出し合う。
団体懇談会（町民）	
対象	町民
日時	令和6年3月26日（火）
参加者	10人
内容	【みんなで知るまちのこと、考えるこれからのまちのこと】 ・現行計画期間中の町の取組や町全体への評価（いいところ・悪いところ）を話し合ってもらい、これから力をいれてほしい分野について意見を出し合う。また、将来の人口についてそれぞれのグループで話し合った内容を踏まえ、予測してもらう。

日振第115号
令和6年4月24日

日之影町産業振興対策審議会会長 殿

日之影町長 佐藤 貢

第6次日之影町長期総合計画について（諮問）

第5次日之影町長期総合計画が令和6年度をもって計画期間が終了することを受け、令和7年度から令和16年度を計画期間とした「第6次日之影町長期総合計画」の策定とともに、人口減少克服・地方創生を目的とした「第2次日之影町総合戦略」が令和6年度をもって計画期間が終了することを受け、令和7年度から令和11年度を計画期間とした「日之影町総合戦略」を策定するため、日之影町産業振興対策審議会条例第2条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

（文書取扱 地域振興課）

令和7年1月21日

日之影町長 佐藤 貢 殿

日之影町産業振興対策審議会
会 長 甲 斐 幹 男

第6次日之影町長期総合計画について（答申）

令和6年4月24日付け日振第115号で諮問のあった第6次日之影町長期総合計画及び日之影町総合戦略について、当審議会において慎重に審議しました結果、本町の行財政運営の指針として適切なものと認め、下記の要望を付して答申します。

記

1. 本計画を広く町民に周知を図り、町民の理解と協力のもと、町民と行政が協働し、計画実現を図ること。
2. 本計画の実施にあたっては、社会情勢の変化や町民ニーズを的確に把握し、適切な評価・検証を行い必要に応じて、計画の見直しを図ること。

(1) 日之影町産業振興対策審議会

○日之影町産業振興対策審議会条例

昭和43年12月25日日之影町条例第39号

改正

昭和44年7月21日条例第13号

平成3年3月29日条例第9号

平成16年6月9日条例第10号

平成21年3月4日条例第4号

日之影町産業振興対策審議会条例

(設置)

第1条 日之影町の産業の振興を図るため、日之影町産業振興対策審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、日之影町産業振興計画の策定その他その実施に関し必要な調査及び審議を行う。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 町農業委員会の委員
- (2) 町教育委員会の委員
- (3) 各種団体の役員
- (4) 学識経験を有する者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 委員が委嘱又は任命されたときの要件を欠くにいたったときは、その委員は、当然退職するものとする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となり議事を運営する。
- 3 会議は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第7条 審議会は、必要に応じ部会を置くことができる。

- 2 部会は、審議会が付託した事項を調査審議する。
- 3 審議会は、その定めるところにより部会の決議をもって審議会の決議にかえることができる。
- 4 部会長及び部会員は、審議委員のうちから会長が会議に諮って指名する。
- 5 部会の会議については、前条の規定を準用する。

(特別委員)

第8条 町長は、特別の事項を調査させ、又は審議させるため必要があると認めたときは、審議会に特別委員を置くことができる。

- 2 特別委員は、町長が委嘱し、又は任命する。
- 3 特別委員は、審議会及び部会の求めに応じて会議に出席し、意見を述べることができる。

(幹事)

第9条 審議会に幹事若干名を置く。

- 2 幹事は、町長が委嘱し、又は任命する。
- 3 幹事は、会長又は部会長の命を受けて会務に従事する。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、産業振興を担当する課において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和44年7月21日条例第13号）

この条例は、昭和44年8月1日から施行する。

附 則（平成3年3月29日条例第9号）

この条例は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成16年6月9日条例第10号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年3月4日条例第4号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(2) 日之影町地域創生推進協議会

○日之影町地域創生推進協議会設置要項

平成27年6月15日日之影町訓令第1号

日之影町地域創生推進協議会設置要項

(目的)

第1条 まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条の規定に基づき、日之影町まち・ひと・しごと創生総合戦略（仮称）（以下「総合戦略」という。）を策定するにあたり、民間事業者や教育機関、市民団体等からの意見を聴くため、日之影町地域創生推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 総合戦略の策定及び推進に関すること。
- (2) 総合戦略の効果検証及び見直しに関すること。
- (3) その他目的達成に必要と認められる事項

(委員)

第3条 協議会の委員は、別表に掲げる者をもって充てる。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会には、委員の互選により、会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、協議会を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は、会長が招集し、議長となる。

- 2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員は、協議会に代理人を出席させることができるものとし、あらかじめ会長に代理人の氏名等を報告することにより、その代理人の出席をもって当該委員の出席とみなす。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、協議会への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

(事務局)

第6条 協議会の庶務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、地域振興課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会に必要な事項は、会長が協議会に諮って別に定める。

附則

この訓令は、平成27年6月15日から施行する。

7

委員名簿

(1) 日之影町産業振興対策審議会 委員名簿

(順不同 敬称略)

	所 属	氏 名
会長	日之影町農業委員会 会長	甲 斐 幹 男
副会長	日之影町教育長 職務代理者	木 下 供 美
委員	JAみやざき高千穂地区本部日之影支店 支店長	深 野 泰 平
〃	西臼杵森林組合日之影支所 支所長	甲 斐 烈
〃	日之影町商工会 会長	美 吉 秀 子
〃	日之影町自治公民館連絡協議会 会長 (日之影町観光協会 会長)	山 本 唯 仁
〃	日之影町自治公民館女性部連絡協議会 会長	甲 斐 恵 子
〃	日之影町民生委員児童委員協議会 会長	中 内 泰 男
〃	日之影町林業研究グループ 会長	谷 川 郁 彦
〃	日之影町商工会青年部 部長	岡 田 原 史
〃	日之影町社会福祉協議会 事務局長	中 村 恭 平
〃	移住定住支援コーディネーター	小 川 鉄 平

(2) 日之影町地域創生推進協議会 委員名簿

(順不同 敬称略)

	所 属	氏 名
会長	宮崎大学地域資源創成学部 教授	根 岸 裕 孝
委員	日之影町商工会 会長	美 吉 秀 子
〃	日之影町商工会女性部 部長	佐 藤 利 恵
〃	日之影町商工会青年部 部長	岡 田 原 史
〃	JAみやざき高千穂地区本部日之影支店 支店長	深 野 泰 平
〃	西臼杵森林組合日之影支所 支所長	甲 斐 烈
〃	宮崎県西臼杵支庁 総括次長	寺 原 佳 史
〃	NPO 法人みんなのくらしターミナル 代表	初鹿野 聡
〃	宮崎銀行日之影出張所 所長	磯 貝 孝 則
〃	日本政策金融公庫延岡支店 支店長	吉 村 英 雄
〃	連合宮崎西臼杵地区会議 議長	西 川 博 文
〃	宮崎日日新聞社高千穂支局 支局長	岩 切 康一朗
〃	夕刊デイリー新聞社高千穂支局 支局長	藤 本 康太郎
〃	日之影町自治公民館連絡協議会 会長	山 本 唯 仁
〃	日之影町自治公民館女性部連絡協議会 会長	甲 斐 恵 子
〃	日之影町民生委員児童委員協議会 会長	中 内 泰 男
〃	日之影町PTA連絡協議会 会長	飯 干 裕
〃	日之影町いきいき女性アドバイザー 「麦つつじの会」 会長	坂 本 久美子
〃	和宏福祉会日之影保育園 園長	平 野 由 衣

第6次日之影町長期総合計画

発行年月：令和7年3月

発行：宮崎県 日之影町役場 地域振興課

〒882-0401 宮崎県西臼杵郡日之影町大字七折 9079 番地

TEL：0982-87-3801



おかげさまで、日之影。

